

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年9月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時26分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢篁毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) おはようございます。

昨日、早朝に2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されるというふうな朗報が入ってきました、私も国民の1人として大変うれしい限りでございます。また、本日は9月9日、重陽の節句ということで、非常にまた節句というおめでたい日であります。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

13人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を行います。

まず最初に、13番、井田義之議員の一般質問を許します。

13番、井田議員。

13番(井田義之) 皆さん、おはようございます。きょうから3日間、一般質問が行われるわけですが、けれども、いつからこんなことになったかわかりませんが、きょうは皮切りで一般質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

町政懇談会における学校、保育等の再編についての説明内容のうち、その具現化、手法について、一つには認定こども園、二つには学校の統廃合、小学校の統廃合に中学校の統廃合、そして小中一貫項目の4項目について質問をしたいと思っております。

ただ、質問に入ります前に、私自身、幼保一元化、小・中統合については、基本的には賛成の立場です。きょうまでも早く進めるべきとの提言を数回にわたって質問をさせていただいておりましたことを申し添えておきます。また、学校、保育等の再編について、町政懇談会が開催される中で初めて聞いた内容も多く、その後、常任委員会で聞かせていただいた分もありますけれども、議員は本会議、委員会で質問をせよとのことでしたので、改めて質問をさせていただきますが、子ども・子育て会議で協議を想定される事案、特に運営等についてはできるだけ省く方向で質問をいたしたいと思っております。答弁があれば、それも結構だと思います。なお、幼保の合体、小・中の統廃合は行革大綱案の目標でもありますし、過去の質問と同じような内容も多く質問いたしますので、通告に詳しく書きました。通告書を読んで質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、最初に認定こども園についてですけれども、旧3町、岩滝・加悦・野田川地域の整備計画が示されましたが、規模だとか場所、財政計画等具体的な説明はなかったように思います。

例えば、岩滝こども園についてはどこの場所に、保育所、幼稚園あるわけですが、どこの場所にどのような計画をされておるのかお尋ねいたします。

そして、加悦、野田川の予定地、それから財政・財源計画についてもお聞かせ願っておりますので、よろしく願いをいたします。

2つ目の小学校の統合計画についてですが、基本的に既存校舎活用の方針を示されております。例えば、野田川地域で活用する小学校は、野田川地域では一番早く建てられ、既に築後42年を経過しており、町政懇談会の中でも安全性について不安を感じる声があったと思っております。

そこで、鉄筋コンクリートの耐用年数については、どれくらい、何年ということをお頭に置いておられるのか。

また、耐震補強時の長寿命化工事もなされたという町民の方からの質問に対する答弁もありましたが、長寿命化は何年延長になっているのか。

次に、以前、市場小学校においては、建って間もなく本庁舎、体育館ともに改修工事をされましたが、その原因と、その改修後の状況というのか、安全性はどうなっておるのかをお尋ねいたします。

また、統合後に危険等というのか、老朽化が認められるときには改築をすることもあります、新築をすることもありますという説明もありましたけれども、統合後に改築をするのであれば、しっかりと改築をされた後統合すると、そういう順序が妥当ではないかなというふうにも私思っておりますので、その点についてもお尋ねをいたしますが。また、新築をするとなると、かなりの財源が必要になりますが、そのときの財政計画について、平成34年を目途として合併されるわけですから、10年計画の財政計画をお示し願えたらということでもあります。

次に、加悦小学校についても同じような問題があるのではないかとということも書かせていただいております。

3つ目に、中学校の統合計画ですけれども、加悦中学校と江陽中学校を一本化されるというような内容も説明会で明記されておりますし、提案されております。どちらの校舎を活用されるのか。小学校の場合には、市場小学校、加悦小学校を活用したいということがありましたが、中学校については、江陽中学校なのか、それとも新しく建てられた加悦中学校なのか。

江陽中学校の場合には5教室あります。加悦中学校の場合には3教室で改築をされました。どちらを使用される計画なのか。あそこまで示された以上、明確な答弁をお願いをしたいということでもあります。

そして、順序逆になりますけれども、統廃合の決定は、どこで、どんな手法でされるのかお尋ねをしております。

それから、最後になりますけれども、通告書には4番目に書いておりますけれども、これは以前もお尋ねしたことがあると思うんですけれども、教育委員長に、小中一貫教育のメリットは大きく、以前からこのことを私自身も申し上げてきましたし、また研修等でも勉強をしてまいりました。教育委員会として当然検討されるべきではないかと。検討されておるのであれば、その内容についてお聞かせ願いたいということで1回目の質問を終わりますので、よろしくお尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

きょうは久しぶりにすばらしい秋晴れになりそうな、稲刈りに大変お忙しい皆さん方ではないかというふうに思います。

本日、一般質問の第1日目、第1番の、いつもトリを務められます井田議員の1番目のご質問にお答えさせていただきます。

まず1番目のご質問、学校、保育所等の再編についての1点目、認定こども園については私か

らお答えをすることとし、まず、1つ目の岩滝こども園の場所はについてお答えいたします。

設置場所につきましては現在検討中でございますが、現在の岩滝幼稚園を改築するののも一つの方法と考えております。

次に、加悦、野田川の予定地と財政・財源計画についてのご質問ですが、予定地につきましては、両地域とも全くの白紙でございます。候補地を選定する際には、単に地域の真ん中という発想ではなく、スクラップ・アンド・ビルドの考え方も取り入れながら慎重に検討したいというふうに考えております。

次に財政・財源計画についてですが、町の方針といたしましては、3地域にそれぞれ1つずつ認定こども園を新設整備したいというふうに考えております。新設する場合の建設費等につきましては、まだ試算を行っておりませんが、お隣の京丹後市が、近年統合による新しい保育所を2園建設されておりますが、用地費等を含めて、総額でそれぞれ約1億1千万程度の費用をかけておられます。定員は、どちらも230人です。これを参考にいたしますと、3園を新設すれば30億円を超える事業費を見込まなければなりません。

次に財源についてですが、認定こども園を公立で設置する場合は、建設費に対する補助制度がないとの情報を得ております。しかし、ある機関からの情報では、認定こども園の設置を公立で目指すというのは非常に珍しいケースであるということで、モデルとなるのではないかとも言われております。そうした意味からも、国、府に対して粘り強く制度の創設を求めてまいりたいというふうに思っております。また、府内産木材の使用による補助制度の活用など有利な制度を探したいというふうに考えますが、合併特例債の活用が最も現実的ではないかと思えます。

いずれにいたしましても、現在、子ども・子育て会議に町の方針について諮問をし、ご検討をいただいている最中ですので、施設整備に関する具体的な答弁をさせていただく時期ではないと判断しておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

井田議員の2点目のご質問の、小学校の統合の基本方針についての質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご承知のように、今年度の町政懇談会は、学校・保育所・保育園等の再編にテーマを絞って開催されました。学校の再編につきましては、教育委員会が町長に報告いたしました学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針について具体的に説明をさせていただいたところです。ポイントは、繰り返すまでもなく、既存校舎を活用すること。したがって、加悦地域、野田川地域、岩滝地域に小学校は1校とすること。統合は平成34年を目途とすることとしています。つまり、加悦地域は3小学校を統合して加悦小学校に、野田川地域は5小学校を統合して市場小学校に、岩滝地域は現在の岩滝小学校としています。

ここで、議員ご指摘のとおり、野田川地域の統合後は市場小学校を活用することとしております。先ほどちょっとポイントで既存校舎を活用するという点を抜かしておりました。申しわけございません。したがって、野田川地域の統合につきましては市場小学校にするということになります。ところが、議員ご指摘のように、市場小学校は最も古い校舎で昭和46年の建築と

なっており、建築後42年が経過することになっております。

そこで、ご質問の①でございます。鉄筋コンクリートの耐用年数は何年かについてお答えします。

建物の法定耐用年数は学校で約60年と言われておりますが、これらは税法上定められているもので、建物の寿命を示すものではありません。議員には釈迦に説法かとも存じますが、鉄筋コンクリート構造物は、コンクリートの中に鉄筋を入れて応力の作業分担を行っています。圧縮についてはコンクリートが、引っ張りや曲げについては鉄筋が分担しています。したがって、コンクリートや鉄筋を常時良好な状態にしておくことが建造物を長くもたせる秘訣だと言われております。風化が進行していく中の鉄筋がさびてしまうと、さびるたびに断面が膨張してしまい、鉄筋とコンクリートが密着できなくなり、劣化を早めます。したがって、与謝野町では耐震改修をした学校施設については、耐震化を図るとともに老朽化対策としてクラックの補修を行うと同時に、再度、外壁部分に対し塗装を施し、少しでも劣化が生じないようにしております。

次に、耐震補強時の長寿命化は何年延長になったのかについてであります。耐震化工事の際に行った老朽化対策工事は、今ある施設をできるだけ長くもたせるため、クラック補修や外壁塗装を行うなど劣化防止を行ったものです。したがって、残存寿命が何年長くなったのかについては、今後の維持管理をどのように行っていくかにかかっていると思っております。なお、建物はコンクリートそのものよりも設備関係が先に老朽化することから、それらも考慮に入れて、将来的な利用価値を見きわめる必要があると思っております。

実際の学校施設の物理的な耐用年数については、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年から80年程度の長寿命化も可能であるようであります。平成23年度における学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリートづくりの場合おおむね42年となっていることから、老朽化対策は、市場小学校に限らず、喫緊の課題であると思っております。

次に、以前、本校舎、体育館ともに改修工事をしたが、その原因と改修後の状況はについてお答えします。

市場小学校の改修につきましては、時期的なことは不確実ながら、これまでも防水工事を施工した経過があると思っております。その原因につきましては、防水シートの劣化によるものと考えておりますが、定かではありません。しかしながら、今のところ新たな雨漏りが発生しているという報告は聞いておりません。さらに、耐震診断をし、文部科学省で定める基準値を下回る建物が一部確認されたため、平成20年度に屋内運動場、平成21年度に校舎棟の耐震補強工事を実施しておりますが、結果については、全ての建物において基準値をクリアしております。また、補強工事とあわせて外壁塗装やクラック補修など老朽化対策工事も実施し、建物の健全な状態を保持するよう維持管理も行っているところであります。

次に、町政懇談会の中で統合後に必要があれば改築等もとの説明があつたが、順番が逆ではないか。新校舎建設を示すなら、場所や規模、財政計画や財源を検討すべきでないかについてお答えいたします。

町政懇談会の中でも、市場小学校の老朽化を心配される意見も伺いました。まず確認させていただきたいのは、議員がおっしゃるような市場小学校新校舎建設を明言したことはありません。

適正規模・適正配置の基本方針は、先ほど述べましたように既存の校舎を使用することにしていきます。したがって、まずはその方針を進めていくことが前提であると考えております。

物には当然寿命があるものですので、経過年数や建物の状況を見きわめながら、将来的には校舎の改築は避けて通れない課題であると思っております。しかしながら、基本方針では校舎を新しくして統合するというものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、この基本方針は子ども・子育て会議に諮問しておりますし、今後の協議を見守りたいと思っております。

次にご質問の、加悦小学校区の統合において校舎の耐用年数等の課題があると考えられるがについてお答えいたします。

加悦地域の小学校統合は、基本方針では加悦小学校に統合するというものです。加悦小学校の校舎の建築年度は、最も古いもので昭和51年となっております。また、最も面積が大きな校舎については、昭和60年の建築となっております。さきにも答弁させていただきましたが、いずれ寿命は参りますので、改築等の計画は必要かと考えていますが、まずは学校の再編について方向性を確立することが今後の学校の改修計画に大きく影響いたしますので、そのことが先決と考えております。そして、その後に統合後の校舎の改修などについていつきに財政出動が生じないよう計画を立てていく必要があると思っております。

次に、3番目の中学校の統合計画についてお答えいたします。

基本方針の中で、中学校の再編統合については、将来、加悦中学校と江陽中学校を統合し、1中学校とする必要があるとしており、具体的な年次は明記しておりません。これは、学校の再編統合につきましては、まず小学校を優先し、期日も9年後の平成34年度以降としております。したがって、中学校の再編統合はその後を想定しておりますので、今回の基本方針では、中学校の具体的な統合については検討をしておりません。したがって、ご質問の統合の場合は、加悦中にするのか、江陽中にするのかについても正式には検討をしておりません。

以上、長くなりましたけど、井田議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 井田議員のご質問の第4番目、小中一貫教育はメリットが大きいと聞く。検討されるべきではないのかについて、私からお答えをさせていただきます。

このご提案につきましては、昨年12月議会で宮崎議員のほうから同様の質問があり、太田町長のほうから答弁をさせていただいておりますので、基本的にはそのときにお答えをさせていただいたとおりでございます。繰り返しになるかとは存じますが、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

議員もご承知のとおり、少子化や情報化の進展など子供たちを取り巻く社会環境は著しく変化し続けておりまして、学校教育に求められるニーズも複雑・多様化する中で、学校現場としても対応に苦慮しているところでございます。

各校とも、町の教育基本方針に従ってそれぞれの学校の実態に応じた対応を考え、学校全体としての取り組みを進めておりますが、課題克服への特効薬はなく、問題も多く残っているのが現状でございます。しかしながら、教育委員会としましても常に保護者や町民の目線でもって事業の検証を行うとともに、意見具申を行っております。学校に対しても、適当な指導・助言に努め

ているところでございます。

こうした中、小中一貫教育の検討はとのご提案です。長期間でのカリキュラムが組めることや、小学校から中学校入学時に起きる「中1ギャップ」のような環境変化に伴う問題が解消されやすいというふうな大きなメリットがある反面、長い期間同一環境になるため、変化がなく、個人のイメージ等がリセットできないといったデメリット、さらに、例えば小学6年生となった場合の最長学年としての責任の経験というのは、それぞれの節目節目で役割として非常に重要ではないかというふうに思っておりますし、また、そういった責任を体験できないといった人間教育上のデメリットが当然あるというふうに存じております。また、小中一貫教育にも、施設一体型と分離型があります。施設が別々にある分離型でありましても、教育目標や基本方針等の学校が目指す子供像を小学校と中学校が共通認識を図る中で、9年間を通したカリキュラムが展開をされております。

本町といたしましては、ご提案の小中一貫教育のメリットは感じておりますが、施設一体型の小中一貫教育を目指すということは考えておりません。小学校と中学校のより一層の連携を推進することで、施設分離型に近い形で小中連携教育を進めていくのが現実的であるかというふうに考えております。

次に、第5番目のご質問、統廃合の決定は、どこで、どんな手法で考えているかについてお答えをしたいというふうに思います。

基本的には、現在、学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針について、子ども・子育て会議に諮問を行っております。したがって、その答申を受ける中で、教育委員会として理事者が最終的に判断していただくということになると考えておりますが、そこに至るまで、地域の皆さんとの協議、意見の集約が必要だというふうに考えております。

加えまして、学校の設置及び管理に関する条例の改正も必要となりますので、最終的には議会の議決を得ることになります。

以上で、井田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、町長にまずお尋ねをいたします。

こども園のことですけれども、先ほどもちらつと言いましたように、結局、認定こども園という言葉、方法ですね、これについては、私は白浜に勉強に行かせていただいたり、それから川西市に行かせていただいたり、先進地をずっと見てきたわけですけれども、与謝野町として認定こども園にするというのは、委員会で聞くよりも町政懇談会のほうが先でなかったかなというふうに思うんですけれども、そのことは別にして、認定こども園ということになれば、町民への説明というのも結構必要でないかな、必要でないというのか、しなければならぬのではないかなというふうに思うんですけれども、この間の町政懇談会だけでもうできたというふうに思っておられるのか、それとも今後も必要だという考え方でおられるのか、その点について町長の見解を伺っておきます。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 町政懇談会に入ります前に、今までもるる経過の中で、教育委員会、そして。

1 3 番（井田義之） これ初めて。資料は初めて。

町 長（太田貴美） いや、まだ話の途中でございます。

町政懇談会に入ります前に、教育委員会、あるいは町長部局で方針を定めまして、それらの中身について一定の方向性を出した。その方向性についてどのように思われるか。あるいは、またそれとは違ういろいろな細かいご意見もあるであろうということで、町の考え方、それにあわせて町民の方たちのご意見も聞かせていただくという形で町政懇談会をさせていただきました。年齢とか世代とかいろいろとあったかと思えますけれども、ある程度のご理解がいただけているのではないかなというふうに思っております。

今、それらの中で3つのポイントに絞って、子ども・子育て会議の委員さん方に諮問をさせていただいている最中ですので、その中でまたいろいろなご議論があるでしょうし、その中でも一定の町民に対する説明が必要だとか、いろいろなご提言も出てくるだろうというふうに思いますし、それらのこちらが全て段取りをしていくということではなしに、やはり諮問した内容については真剣に今考えていただいている最中ということで、その答申を待ちたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 子ども・子育て会議があるわけですが、子ども・子育て会議のメンバーさんはごく一部ですし、町政懇談会でもそれほど一般の方が多数参加されておったというふうに私自身は、私も3会場しか行かせてもろていないので全部のことは言えませんが、そういうような感じで私自身は受けました。

それで、結局認定こども園のことについて、私が町長にお尋ねしたその私の気持ちとしての部分については、いわゆる町報もあるわけですね。そういう中で、認定こども園とはこういうものだということも載せられるのも一つの方法ではないかなというような思いがあって言わせていただいたということだけちょっと申し添えておきます。

それから、加悦と野田川については、まだ場所とかいろんなことについて白紙だということでした。白紙というのでしたね。白紙というのは、場所とかについてですよ。それで、結局金額的には合併特例債か何かの、この間そういう計画が出るとなりたいですので、ある程度は、町の持ち出しの分についてはというようなことやろうと思うんですが、その補助金のことについてちょっと曖昧というたらおかしいけど、私自身がちょっと理解できにくい、もらえるのか、もらえないのか、補助金があるのかどうか分からないというようなことでしたけれども、それについては、もう一度ちょっと詳しく、どのような格好で補助金についての運動がなされるのか、その点についてお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 場所につきまして、野田川、加悦については白紙だということですし、岩滝につきましても、今のところあの施設がもう老朽化しているので、一定建てかえが必要であると。じゃあ、それを機に認定こども園に変えていこうと。それにつきましては、土地を、じゃああそこですのか、いや、別のところにするのか、それらについてもまだ白紙でございます。ですから、場所については、今のところ全て白紙だと。できれば、あれを有効に、使える土地を使ってということは町は思っておりますけれども、それらについてもご意見を聞く必要があろうかなと思っております。

それから、財政的などころでのものですが、正直なところ、よく承知をしております。認定こども園そのものがいろんな形も、連携型だとか、保育所を中心、それから幼稚園中心というふうな形で4つほどの形もございますけれども、町としては、保育所、幼稚園を連携したような形での認定こども園ということに考えておりますけれども、じゃあその建設に当たっての補助金とはいうと、非常にそれぞれ所管の省庁が違いますので、それらについての具体的な中身については、まだこれからの研究が必要であろうかというふうに思っております。

しかし、町としましては悠長に待ってられない状況でございますので、何とかそれらを進めていく手だてを早急に考えていく必要があるというふうに思っております。それにつきましては、合併特例債の活用ということがまず考えられるのではないかと考えております。

しかし、先ほども申し上げましたように、公立でこうした認定こども園を全ての地域で設置していこうというところがないということですので、珍しいということですので、何とかそれらのモデルとして先駆けてやっていくことがまず、モデルになるためにするのではないですけど、必要に駆られてそういった方向で進めていくと。それについては、できるだけいろんな補助等がいただけるように、国や府に対しましては我々も努力をしていく必要があるというふうに覚悟しているところでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、町長から、補助金のことについては返事がなかったですけども、合併特例債のことについては、この3月の財政シミュレーションの中では、合併特例債を、幼保の分についてですよ、云々というのは出てこなんだんですけど、この間の総務委員会の説明の中で、22億円か23億円でしたかね、結局合併特例債を認定こども園に使うという説明があったというふうに聞きましたので。それで、そういう財政計画、特にやろうと思えば当然財政が必要であると。

そこで、これは企画財政課長に答えていただいてもいいんですけども、いわゆる行政改革大綱の中で、27億円削減しなければならないというのが答申の中に出ておるわけですね。それが確定ということではないと思うんですけども。その27億円の削減と、合併特例債を二十数億円使って認定こども園の建設をするということについての整合性ですね。この辺については、どういう財政計画で考えておられるのか。子供たちのためというのは十分わかりますし、私も、先ほど言いましたように推進の方向で賛成をいたしております。ただ、財政がどうなるのかということについては、やはり議会の一つの1人の議員として心配をしておりますので、わかりやすく答弁が願えたらと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらのことも見込んだ形での財政計画といたしますか、そういうものは立てていると思いますので、課長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えさせていただきます。

今回、井田議員のほうから一般質問を頂戴し、それをどのようにお答えをしていくかということと、それから先週末の6日に総務委員会が予定をされておりましたので、そこにご提出をまずさせていただくべく、公債費の抑制計画の準備を進めておりましたのがちょうど並行作業になり

ましたので、まだ情報が錯綜している感じがあるのかなというふうに感じております。その点につきましては、そういう事情でございましたので、ひとつご了解を賜りたいというふうに思っております。

今回、公債費の抑制計画を立てさせていただきました。従来、昨年3月に初めて公債費の抑制計画を立てまして、いわゆる当初予算の審議のときだったわけですが、今回は平成24年度決算を受けた、より精度の高いものにしていこうということで、今の時期になったわけでございます。その中に、今ご質問にございましたことも園3園の事業費を一定見込みまして、先ほどの答弁のように明瞭な補助制度の活用ということが期待できませんので、特例債を中心に財源としては充てさせていただこうと、そういう計画をその公債費の抑制計画に反映をさせていただきました。

これを来年度以降の財政計画に反映をしていくということになるかというふうに思っておりますが、一方でコスト削減ということもうたっておるわけでございますので、やらなければならない事業は実施に向けて検討をしていく、コストを下げるところについては下げていく、そういった張り詰めのきいた今後の行財政運営というところにかかっているのではないかとこのように思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ちょっと、あと1点財政でお尋ねしておきますけれども、いわゆる、先ほども言いましたように、張り詰めてということ課長答弁ありましたけれども、結局27億円の削減と、この三十何億円の結局設備投資ですね、この辺が大変厳しい財政になると思うんですけれども、この認定こども園に対する補助制度、これは町長の答弁でも簡単にありましたけれども、どのようなことになりそうなのか。

企画財政課長として、結局これは物すごく大事なことやと思うんです、私。財政計画する中で、それはどのように受けとめておられるのか。それから、今後どのような活動をされるのか。この辺についてお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 福祉課長のほうから答弁をさせます。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

京都府のほうの子ども・子育て会議に关します会議が数度開かれておりますが、その中で、認定こども園の補助制度についての今現在の報告がありました。いわゆる私立、民間法人が設置をする場合については、補助金が準備をされていると。現在のところ、公立で設置をする場合については、補助制度がないというふうに報告を受けております。

先ほど町長が答弁しましたように、町としましては、この認定こども園がいわゆる待機児童対策だけという考えではなしに、やはり地域にとっても必要な認定こども園だという位置づけを訴えていきたいというふうに思っております。そういった中で、何とか補助制度も、国が無理であれば府でも考えていただくようなチャレンジをしてきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長言われるように、私立と公と違うというのはやっぱりちょっと不自然だろうと、私ら個人的には考えますね。やはりそこそこの財政改革の中でも必要だろうと。要望をしっかりといただいて、やっぱり安心して工事に入れるように、かなり町長前向きに進めていただいておりますので、頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、町長、もう一つお尋ねするんですけれども、いわゆる場所についても、いろいろ細かいことまだ決まっていない。いわゆる子ども・子育て会議のほうで協議をしていただくということで、いわゆるいろいろなことを子ども・子育て会議でやっていただくにしても、結局こども園については平成25年度中でしたかいな、来年の3月までにとというのがお願いがしてあるわけですね。それで、それまでに、例えばいろんな方法をあの人も考えて答申をしていただけたらと思うんですけれども、それを受けて、当然行政としての見直し等もやられると思うんですけれども、ほとんどの分については子ども・子育て会議の提言というのか、答申を重要視していただけたらというふうに考えたらよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ、現在の状況の中ではどのように進められているか、また中身について最終的にどうなるかは全く考えられません。

1 3 番（井田義之） この次からです、具体的に入るのは。具体的に会議の中で入るのは、この次からだと申し上げた。

町 長（太田貴美） そうですね。具体的にもう入りかけておりますので、できるだけ、平成25年度中といいますよりも、できれば今年中に一定の方向性を出していただきたいと。

諮問しております内容は、細かいところまで申し上げておりません。先ほど言いましたように、それぞれの認定こども園を地域につくるかどうか。それから、小学校の統廃合をするかどうか。それから、計画については、もう少し時間的な余裕がございますのであれですけど、まずはその辺のあたりが、町等が示しておりますのが妥当なのかどうかというところ辺の審議をしていただきたいというふうに思っております。

具体的にはそれを受けてやるわけですが、一遍に全てはできませんので、緊急性のあるもの、必要なものから計画、こちらのほうもそれを受けて、きちっと計画を立てた上で進めていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） その認定こども園については、それこそ時間的な部分をかなり急いでいただいとるようでございますので、足立委員長ですか、一生懸命前向きに考えなければならないということで頑張ってくれるようすし、やっぱりその辺の答申をしっかりと、行政の方もその席にもおられるわけですから、進められるような答申を重要視するというのか、ある程度は受け入れるような方向で考えていただいて諮問をされたんかなというふうに思っておりましたんで、そういう質問をさせていただいたということです。

3月末というのが期限ということで言うておられますわね。それで、それについて、先ほどもう一度ご質問しますけれども、結局答申の重みというのをどの程度町長としては考えておられるのかお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 答申をいただきたいのは今年中でございます。ですから、今年中で、わずかな期間ですけれども、詰めた議論をしていただく必要があるかというふうに思っております。

出てきました答申につきましては、当然それをやはり尊重していくということが大事になろうかというふうに思っております。しかし、どうしても法的に、あるいはまたそのほかのいろんなことでどうしても変更せざるを得ないということになれば、それは理解を得た上でということになりますけれども、できるだけ答申を尊重した形のものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、市場小学校の老朽化の心配について質問をさせていただきます。

教育長の答弁では、70年から80年ぐらいは利用というのか、管理の仕方によってはいけるんじゃないかということでしたけれども、今、公共事業、学校以外のところにおいても、橋梁についても、また過日の中央自動車道の笹子トンネルについてもいろいろな事例が起きております。これは、やっぱり点検なり調査が甘かったということもあるわけですね。

市場小学校について、どこまで調査をされてそのことが言われておるのかなということでも質問をするわけですが、加悦中学校を耐震診断されて、また建てかえの方向でということになったときに、私がいただいておる資料では、コンクリートの中性化が進んでおることがありました。コンクリートの中性化、鉄筋の腐食についてはこれも、一体的ではありませんけれども、可能性としては十分あります。コンクリートの中性化について、市場小学校でどの程度の耐震補強工事をされたかわかりませんが、そのときにコンクリートのコア取りといいまして、いわゆるコンクリートを円形で抜いて、それで強度が劣化しているかどうかというのを調べるわけですが、市場小学校でそういうことをされた経過があるかどうか、まずお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

耐震診断の作業の中には、議員ご指摘のコンクリートコアですか、それを抜いて、その劣化状況を検査しております。以上です。

1 3 番（井田義之） しとるということですね。しておると。

教 育 長（垣中 均） 私、どう言いました。しとりますと言ったはずでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 耐震補強工事とともに、加悦中学校の場合には耐力度調査というのをなされました。その中で、いわゆるCT掛けるSD値というのがあります。加悦中学校の場合、やられた耐力度診断です。それは、CT掛けるSD値というのがあるわけですが、それが1.2以上では、IS値がもし低かったら、IS値というのは、耐震補強工事のときの0.7以下ということですね、IS値が低かっても安全とし、CT掛けるSD値の値が0.3以下では、逆に耐震診断が0.7以上でも満足できないと、安心としませんということが加悦中学校の場合には出ました。

そして、これを、ちょっと技術的な話になるんで、どなたが答えていただいても結構なんですが、このCT対SD値というのが、加悦中学校の場合には0.35です。0.35というのは、

0.3をわずかに上回っており、市場小学校の場合には0.37。これもわずかに上回っており、そして、耐震診断後も市場小学校の場合には0.37のままです。ということは、耐震診断をされたのが平成21年、あれから4年たっております。この診断をしたときに0.37、0.3を下回っており、耐震診断では0.75になっておりますけれども、この劣化が進んでおれば危ないというのが、私がいただいとる資料から判断をできるわけですが、この点については調査をされたのかどうか、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

まず、耐力度の件につきましては、改築をしていくためには、その耐力度の診断は、これは必須条件でございますので、させていただきました。

それから、議員ご質問の点につきましては次長のほうから答弁させていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。場合によっては建設課長の応援も得ますけど、ひとつよろしくお願ひします。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま耐力度の関係で、CT・SD値のこと、これにつきましては、いわゆる鉄筋コンクリートの建築物に適用されます強度、表示ということで、ただいま議員がおっしゃいましたように、耐震診断の過程で、その結果の中でこういったCTとかSD値というのが結果として出てまいっております。

したがって、先ほどおっしゃいましたように、加悦中学校は改築を前提といたしまして耐力度診断を行いましたので、この数値もCT・SD値が0.35というふうなことで、耐震診断の結果も0.31というふうなことで、非常に耐力度的には低いというふうなことで、改築の条件を満たしたということで、現在その事業を進めているわけでございます。

市場小学校につきましては、先ほど言っておりましたように耐震診断を行いました結果、IS値は0.75ということで、0.7をクリアしているということで、耐震診断はクリアをしております。ただ、このCTとSD値というのが、基準としては0.3以上あればいいんですが、これが0.37ということで基準はクリアいたしておりますので、今どうこう、危険どうこうということは判断できませんけども、この数字が示しますように若干低いということもありますので、この診断というか、現在の学校の構造がどうなっているのかというふうなことを調べるためには、議員がおっしゃいましたようにコアといいますか、部分的にコンクリートを抜き取って、鉄筋も含めて調査をするというふうなことが必要になるというふうに思いますが、今現在は基準をクリアいたしておりますし、まずは小学校の再編を前提で進めていくのが先決というふうに考えております。

その中で、方向性が定まりました中で、今度はこういう施設の改修のことも具体的に議論をしていくべきではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 和田次長、今はかなっております、0.37だからかなっております。先ほど私言いましたように、これは平成21年度の調査結果ですね。それからもう4年たって、平成

25年ですね。というのは、0.3をもし切ったとするならば、耐震診断が0.7であり、0.75であっても、このCT・SD値については、横揺れ等、Qは横揺れですかね、いろいろと横揺れなり縦揺れなり、いろんな基準があるわけですね。それで、耐震のということは、建物ももう本当に、建物全体の分を見とるだけで、それで横揺れとか縦揺れとかいういろんな状況の場合の判断をするのに耐力度診断というのを使とるわけですね。だから、当然もし市場小学校に統合をしようと、既存の庁舎を使うんですと、七、八十年はもちますということをするのであれば、そのSD掛けるCT調査とか、それからもう一つのQ値という値があるわけですけども、これをやっぱりしっかりと調べた中で、市場小学校は安全ですということを町民の皆さんに、また市場小学校に集合される皆さんに知らせる必要があるということを私は申し上げておるんです。

だから、これは加悦中学校の例を見ても、SD値の値についてはそんなに多くかかっておりません。50万円から60万円ほどでできとるんですかね。やっぱりそれは早くやるべきではないかなと、こういうことを町民の皆さんに知らせるのであればというふうに思とるんですけども、この点についていかがですか。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） ご質問にお答えをします。

現在、私どもが示させていただいておりますのは、既存の校舎を活用して、野田川地域は市場小学校ということの方針として出させていただいております。それにつきまして、町政懇談会の中でも、議員おっしゃいますように、市場小学校の建物の寿命について心配されるご意見もございました。ですから、そういうことも現在諮問をさせていただいております子ども・子育て会議のほうにも当然お知らせはしていらっしゃるところでございますので、議論の中でどういったまた方向性が出てくるかわかりませんが、現時点で私どもが考えておりますのは、まず再編の方向性を定めないと、施設のほうもなかなか具体的に議論ができないというふうに考えております。もちろん、議員がおっしゃいますように、その調査をすることはできるわけですけども、それが必要ですけども、まずはその方向性を定めた中で次のステップに進んでいけないのかなというふうに思っておりますので、その辺で今後は進めていきたいと思っておりますけども、とりあえずは子ども・子育て会議の審議を見守りたいと、現時点ではそのように思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 一応このCT掛けるSD値というのが出ておるのが、全部出とるんですけども、特に市場小学校と加悦中学校も低いんですね。加悦中学校も0.31。この辺の低いデータが次長のもとにはあるわけですから、やっぱりその低い部分については、耐震補強工事とは別に、これは一遍やっぱり調査をしておく必要があるだろうというふうに思いますので、今後検討をしていただきたいというふうに言っておきます。

そこで、方向性が決まらないということでしたけれども、これは教育長でも教育委員長でもいいんですが、お尋ねをいたします。クラス編成について、小学校の場合には25人から30人で複数学級、中学校についても、30人から35人で複数学級というのが望ましいと。望ましいという言葉が使われておりますかね、望ましいということになっておりますけれども、国の場合には40人学級を認めておるわけですが、この数字、小学校、もう中学校の分も入りますが、中学校のその数字を望ましいとされた根拠は何かお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

クラスの学級の適正規模につきましては、これは教育・保育環境検討委員会の委員の方々がいろいろなデータを精査しまして、そして出させてもらった人数だと、そのように認識しております。

したがって、小学校で25人から30人、それから中学校で30人から35人のそうした人員のクラス規模が適正ではないか。望ましいです、あくまで。絶対ということはございません。もう議員もくれぐれもご存じのことだと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今言われたいろんなことを協議をされて望ましいと言われたという、その協議、主なものはどんな内容であったのか。その点についてお尋ねします。

いろいろなと言われてもわかりませんので、なぜ25人、30人、30人から35人が望ましいとなったのか、具体的にこういうことがあるんだということをお願いいたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

まず、私がこれから答弁しますことが全てだというふうには理解をされないでください。一部で、その他いろいろなことがございますので、そこまで私全部把握しておりませんので、その点はご容赦願いたいと思っております。

まず一つは、やはり今の子供たちの状況から見て、担任が把握しやすい人数、これが全国の校長会等がいろいろ研究してきて出しているデータに基づいて決めていっていると、望ましい数字だというふうに言われております。そして、また子供たちがいわゆる社会性を身につけていくため、そのためにはやはりどれぐらいの人数が必要かという、その観点もあるわけです。非常に多くなっていくというのも、非常にまた子供たちの交流そのものが全てというより、偏っていかない。多くの子供がより多くの子供とかかわっていける人数がといたらどれくらいかということをも基盤にして出されてきている数字だと、そのように思っております。

それから、学年複数クラスがいいということにつきましては、これはもうご存じのとおり、クラスがえでございます。クラスがえが可能ということ。そのクラスがえが可能ということは、一つは人間関係のリセットに役立つということ。それから、もう一つはより多様な、先ほど言いましたように、交流が可能になるという、そうしたメリットを挙げて、クラスがえが可能な学年編制というのを適正規模というふうに挙げていると思っております。

とりあえず基本的なことだけをお答えさせていただきます。以上です。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） このクラスの人数、クラス数については、ちょっと中学校の分も一緒のような質問になりますけれども、お願いしたいと思います。

一応平成34年を統合の目標、1回限りというのはいいんですけれども、平成34年を統合の目標とされております。そこで、ちょっとはっきりと簡単だと思うんですけれども、例えば市場小学校に統合するというので、市場小学校の現教室の数は何ぼあるのか。江陽中学校にもし統合をしたとすれば、江陽中学校の教室の1学年、2学年、3学年の教室の数は幾らありますか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

だんだん議員の質問が自分の質問の方向へ方向へ、こちらを誘導しているという意図がよく察せられます。

私どもとしましては、基本的には、中学校につきましては、まず先ほど答弁させてもらいましたように正式に決定しておりませんので、その点について、この議員が仰せになりますように、与謝野町にとって最大の公式の場であります議会で正式に決定していないことを言うことはできません。それが基本でございます。

それからあとにつきましては、ちょっと次長のほうが今いてますので、そちらに委ねていきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 議員のご質問にお答えいたします。

中学校につきましては、先ほど教育長が言いましたように、具体的に議論をしておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと思えます。

小学校につきまして、市場小学校につきましては、町政懇談会でも、また基本方針の中でも申し上げていますが、特別教室等は除きまして、普通学級として現在活用できるクラスというか、学級数につきましては13教室あります。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 市場小学校は、1年生、2年生、3年とも3教室あるはずですし、江陽中学校については5教室、今度新しく建てる加悦中学校については3教室にしようということですね。それは、もう議論される、されんやなしに、もうそのことは決まっておるんだらうというふうに思います。

そこで、もう一つお尋ねいたしますのは、再編計画の中で、平成28年についてはこういう生徒数ですと。そして、もう平成34年まで飛ぶんですね。平成34年にはこういうようになりますと。それで、途中、細かい数字はずっと年度ごとに出とるんですけども、学級編制については、平成34年になれば皆入れるんですというような、それこそ教育長の誘導じゃないですけども、そうなんですよというのが平成34年目途のあれになつとるんですね。だけど、実際に私が加悦中と江陽中学校の、中学校に触れて悪いんですけども、加悦中と江陽中学校の生徒数を考えていったら、平成28年にはもう既に可能があります、統合する。統合しても、教室の数としては江陽中学校の場合にいけると。

なぜこのように、結局可能性というのを、いつごろがいいのかという諮問される前に、皆さんに聞かれる前にそういう可能性というのを示されなかったのかちょっと疑問に思いますが、平成28年から34年まで飛ばしたのはどういう意味でしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

一つは、議員おっしゃるように、加悦の場合は平成28年に数字的には入れると。しかし、先ほど言いましたように、教室が13でございますね。1複数クラスになりますので、学年2クラスになりますと、余裕教室は1という。言うたらぎりぎりの話でございます。ご存じのとおり、

今、国の施策のほうにつきましては少人数指導のほうに力を入れていっておりますので、そうしますと、少人数指導をするということは余分の教室が必要となります。そのことから考えますと、ちょっと数字的にはいけるけれど、果たしてそれでいい教育が保障できるかということにつきますと、若干の不安もあります。それは、同じように市場小学校を利用した場合の平成34年もそのことは言えます。危険をはらんでおります。そうしたことを、事情等も考えまして、一応やるとするんでしたら、目途としては、やはり平成34年には再編統合していく必要があるんじゃないかという、そのような点でございます。

これにつきましても、いずれにしましても、あの条項に、学校をかわるのは1回を限度とするという条項も入れとることもございますし、それらにつきましては、子ども・子育て会議の委員の皆様方のご意見を尊重していきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私がこのことを言いますのは、町政懇談会の中でも、統合するんなら早くしてほしいという声も多々あったわけですね。今後、まだ整理ができていないようですけども、整理していただいたら見せていただきたいと思うんですけども。

そういう声がある中で、どうしても平成34年度まで引っ張らなければいけないというのはないんじゃないかなと。そして、先ほど教育長が言われたように、複数学級、生徒数は別にして、複数学級については、やはり子供たちのために私は大賛成のほうです。それから、例えば25人から30人、30人から35人とされても、1人、2人でオーバーする部分があるんですね。ずっと計算すると。今の現状から。年度ごとに私全部足して計算しました。1人、2人オーバーしたとしても、これは36人クラスになっても、31人クラスになっても、このことを了解すればいつでもできるような状況がすぐ起きてくるわけですね。やはり、そのことをしっかりと子ども・子育て委員会の皆さんにも説明をしていただいて、その中で協議をしていただきたいというふうに思うわけですけども、そのことについていかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

いわゆる、先ほど適正規模が小学校で25人から30人、それから中学校で30人から35人と言っているのは、これは国の基準には合っておりません。あくまでも、国の基準、今のところ1、2年生で35人です。それ以上は、中学校も含めて40人でございます。したがって、1名オーバーしましたら、これはクラスがふえることとなります。例えば、35人ですので、36人に児童がなりますと、これは1学級ではなしに2学級編制になります。だから、それを当て込んで教育・保育環境検討委員会のほうはその数字を出しているということでございます。

したがって、一番警戒しなければならないのは、そのちょうどの人数になることを一番警戒しなければならないということでございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ちょっと時間がありませんけれども、あと一つ。決定の方法なんですけど、例えば一番最後に挙げている決定の方法、明確な答弁なかったんですけども、前にも出たと思えますけれども、志摩市では、いわゆるもう各地域にしっかりと説明をして、そこの小学生の親、それからゼロ歳から小学卒業、中学卒業前の親のアンケートで多数決をとって、アンケートいうん

か、投票でそうして決められたところもあります。できるだけ早く決定をしようと思うと、いろいろな方法があると思うんで、そのことをしっかりと協議をしていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 答弁はよろしいんですか。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

町政懇談会の中でも、いろいろ出ました意見につきましては言づて、会議のほうにお伝えしますということでございますので、当然議会で出ました、今、井田議員のご質問等、それらも伝えていくことになる、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時10分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得ましたので、町長に対して一般質問をさせていただきます。

このたびの私の1番目の質問、要旨でございますが、下水道受益者負担金の不納欠損処分に関してということでございますが、これは先日の9月2日の議案第71号 専決処分の承認を求める案件におきまして、多くの議員の皆さんから種々の厳しい質問が出されました。2,668万円の不納欠損が生じたことに対する町長、副町長のペナルティーとして、町長が10%、副町長が5%の給与カットを3カ月行うという専決処分の承認を求める内容でございましたが、余りにも町民の感覚からずれた処分内容であり、採決の結果、賛成少数で否決されましたことはご案内のとおりでございます。

このたびのことは、昨年9月議会の産業建設常任委員会で指摘があり、その後、産業建設常任委員会におきまして、重大なことゆえ、慎重に、かつ詳しく調査検討をすべきだということで、担当課とともに検討なされましたよしということでございまして、私どもが正式に知りましたのは、ことしの5月8日の議員研修会での報告でございました。お聞きしましたときは、本当に町民の皆様に見える町行政への不信感の増大、そしてその修復ということにどのようにすればいいのか、また議会の機能も果たせていなかった責任など、頭の中をいろんなことがよぎりましたことが思い出されます。その後、何回か全員協議会での討議などを経まして、一連の流れは、去る8月、町報の8月号に詳しく説明されておりました、状況につきましては町民の方々もご理解されたことと思えます。

しかしながら、それで納得されたとは到底言えないということで、多くの方から怒りとふんまんの声をお聞きいたしております。大きな期待と夢を抱いた与謝野町としての合併後、最近の次から次へと不祥事が表面化し、どうなっているんだと、議員もしっかりせなだめじゃないかと強く厳しく叱咤されているのが実情でございます。一言で申しますなら、私も含めまして、みんな

甘いということに尽きるんじゃないかと思います。

このような大きな信用失墜の中、今ほど町長の指導力が問われているときはないと申しても過言ではありません。関係する職員の懲戒処分と、町長、副町長の給与減額の報告があわせて町報に掲載されていましたが、これでこの一件は終わったと考えておられるのでしょうか。過去のできたことは、時効になったということは、もとに戻すことはできませんが、責任のとり方として、果たしてこれでいいのでしょうか。もう一度考え直すべきではないかという判断を、せんだつての議会は否決という形で示されたものと私は思っております。

そこで、町長に通告に従いまして質問をいたします。

一つとしまして、この件については専決処分を否決されましたけれども、どのように考えておられるのでしょうか。これで終わると考えておられるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

2つ目に、原因の主たるものが職員の時効に関する認識がなかったということでございますが、町民の付託を担っての役場職員の仕事としては、何をかいわんやという思いでございます。役場職員の仕事としては、まことに残念と言わざるを得ません。行政組織は、おわびして謝れば済む組織でしょうか。この件についてお尋ねをしたいと思います。

3つ目に、私は担当職員のみならず、全職員の認識が欠けていたのがゆえのことと思っております。課が違えば関係ないわというような深層心理はないのでしょうか。町民から見れば、役場の職員というのは一体のものと認識いたしております。新人時代はやむを得ないことと思っておりますが、課という狭いセクションを乗り越えて、常に町全体を考える視点で指摘をし、自分の持ち場を全うしていただきたいものと思っております。こういった意味から、全職員が例えば3カ月、分割で補填するなどの決意があつて当然だと私は思いますが、そういったことは検討されたことがあるのかないのかということをお尋ねしたいと思います。

4つ目に、私は税関連につきましては時効があるということは認識いたしておりましたが、このたびの下水道負担金・分担金につきましては、自分名義の土地がある限り、1度限りの賦課でもありますし、ずっと支払いしないことには生き続けるものとの思いをいたしておまして、時効があるとは私自身も全く勉強不足でございまして、この場をおかりいたしまして、本当に恥ずかしいことながらおわびを申し上げる次第でございます。とともに、議員の務めが果たせていなかった責任もございまして。議会としてのペナルティーも今後の課題ですが、代表監査委員の立場からの見解もあわせてお聞きしたいと、このように思っております。

5つ目に、この機会に町長にお尋ねいたしますが、町の監査委員に公認会計士を加えることについての見解をお尋ねしたいと、このように思っています。

次に、大ぐくりの2つ目の質問に入らせていただきます。

町内の目につきます廃屋家屋への対応について質問をいたすものでございます。これは以前にも一般質問でお尋ねいたしました。再度の質問をいたします。

1つ目に、昨年12月議会での答弁で、京都府とも連携をとりながら対処したい、研究を深めたいというご答弁でございましたが、その後の経過をお聞きしたいと思います。

2つ目には、基本的には個人財産に公金を投入する考えは持っていないという答弁もお聞きいたしております。これも当然の考えと理解いたしますが、では与謝野町の総合計画にうたつてございます「安心・安全な生活環境づくり」ということの理念との整合性はどのようにつながるも

のなのか、見解をお聞きしたいものと思います。

3つ目に、廃屋所有者とのコンタクトは常にとれているのか、とっておられるのかということと、廃屋処理についての、具体的に何が問題と見ておられるのかお聞かせいただきたいと、このように思います。

4つ目に、昨年3月まで3年間の時限で住宅改修補助金制度が運用されまして、多くの利用者がありました。町民の方からも大変喜ばれましたのは、皆様方の記憶に新しいところでございます。この制度に準じまして、廃屋処理及び空き家が廃屋に至るまでの予防のためにも解体処理費用の補助金制度をつくることを提案するものでございます。所得状況も勘案し、自力で処理できる方は対象から外して、本当に力不足の方へのフォローを少額でも行政が行う制度を設けることによりまして、生活環境整備に少しでもつながることができればと考えるものでございますが、いかがでございましょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） このたびは、下水道受益者分担金等の徴収に関しまして、与謝野町に対する信頼を損なう重大な事態を引き起こし、町民の皆様にご迷惑を改めて心から深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

小林議員ご質問の1番目、下水道受益者分担金の不納欠損に関しての1点目から3点目と、それから5点目につきましては、私からお答えをさせていただきます。

まず1点目の、この一件についてはこれでおしまいですかと、2点目の、行政という組織は、おわびをして謝れば済む組織ですかについて、あわせてお答えをいたします。

この件に関しましては、町民の皆様にご迷惑を明らかなった事実を全て正確にお伝えし、あわせて謝罪することを第一に考え、これまで対応してきたところでございます。これで全てが終わったとは、またおわびをして謝れば済むとは毛頭考えておりませんし、受益者分担金等の徴収事務が続く限り、いつまでも終わりとはならず、町民の皆様へ説明責任を果たし、ご理解をいただく努力をしていかなければならないというふうに考えております。

次に3点目の、全職員が例えば3カ月、分割で補填するほどの決意が求められていると思いますが、そういった検討はされたことがあるのか否かについてお答えをいたします。

現在3%の給与カットを実施している中であり、町民の皆様にはご不満な点もありませんが、そういったことに考えが及んでいないのが実情でございます。

これまで適切な処理を怠っていた事務を十分に検証し、下水道受益者分担金を含む全ての町の収入金において、まずは徴収に最大の努力を傾注し、かつ滞納となったものについては適切に時効の管理を行っていくということで、今後においてこのような事態が繰り返し発生しないようにしていくことが大事であり、またそうすることで責任を果たしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、5点目の監査委員に公認会計士を加えることについてお答えいたします。

監査委員につきましては、主に地方自治法第195条から202条に規定されていまして、本町では議会の同意を得まして、識見の委員と議会選任の委員各1名の2名にお世話になっており

ます。

監査におきましては、監査基準に基づき、町の財務、事業の執行、管理等執行機関の権限に属する事務の執行について、法令に従って適正に、かつ経済的・効率的に行政運営が図られているか、独立した立場で公平不偏の態度で実施をいただいているところであります。

監査等の種類では、定期監査、決算審査、月例出納検査、基金の運用状況、財政健全化及び経営健全化の審査など定期的な監査に加えまして、必要があると認められたときには、財政援助団体等監査や行政監査など多くの監査を実施していただいております。さらに、定例会等の本会議にもご出席いただき、年間を通じましてかなりの日数の監査業務にお世話になっているところであります。

さて、お尋ねの監査委員に公認会計士の就任をとのことですが、これまでから、学識経験の委員として行政に精通をされた方をお願いし、町の財務管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関し、ご指摘にとどまらず、ご指導にも重点を置いたすぐれた監査を実施いただいていると考えておりまして、現在のところ公認会計士をお願いする考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、全国の市町村におかれましても、大きな規模の市を除きまして、公認会計士を選任されているところはないとお聞きしています。ただ、国におきましても、自治体監査制度についての検討が進められているということはお聞きをいたしておりますが、全国の自治体にはそれぞれの事情と課題を持っているということもつけ加えさせていただきます。

2番目の、廃屋家屋をどうするについて4点のご質問をいただいておりますが、一括してお答えいたします。

この問題につきましては以前からご質問をいただいておりますが、既にご案内のとおり、昨年8月に空き家や廃屋の実態を把握するため、約130名の職員により調査をし、その結果、町内全域で約450戸を確認したところでございます。

その後の経過でございますが、京都府が主催され、空き家問題の研修会への参加や空き家対策の資料を取り寄せるなど、京都府の取り組みに積極的に参加し、研究を深めております。

これまでのご質問でもお答えしておりますが、現在でも、基本的に個人の財産について公金を投入することは慎重にならざるを得ないと考えております。町総合計画における「安心・安全に暮らせる地域づくり」の理念との整合性はどのようにリンクするのかがご指摘につきましては、適切に管理をされていない空き家があると、不審者の出入りや放火など防犯上の問題とあわせ、災害時の危険が懸念されるといったことから、今まさにその検討を重ね、対策に乗り出そうとしているところでございます。

また、廃屋・空き家所有者とのコンタクトは常にとれているのかということのご指摘でございますが、調査した約450戸の空き家につきましては全ての所有者を確認できておらず、連絡等をとっていることはございません。これは、ご承知のとおり個人情報の面で慎重に対応しなければならない問題であると考えております。さらに、廃屋処理について具体的に何が問題かということですが、廃屋を処理するには、その廃屋所有者にとって処理費用が発生することがやはり大きなことではないかと思っております。この解体処理費用について補助制度の創設をとのご提案ですが、前にも述べましたが、あくまでも個人の財産であり、財産の維持管理、またその取り壊

しについても所有者等の責務であると考えておりますので、補助制度の創設につきましては、現在でも考えてはおりません。

いずれにいたしましても、町民の皆様への安全や生活環境に悪影響を与えるおそれがあるような空き家や廃屋につきましては、適切な管理を所有者等に求めていく必要がありますので、適正管理の具体的な対策の検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、私からの小林議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、一般質問通告書を拝見させていただきまして、私としましては、4番目の項目で今回の下水道の分担金の不納欠損処分について監査委員の責任を追及され、さらに5つ目には公認会計士に首をすげかえたらどうかというようなご質問の趣旨だというように判断を実はいたしておりました。ただいまお聞きしますと、議員さん方がチェック機能が果たせていないと。したがって、一律に議員さんの報酬をカットするという点について、代表監査委員として見解はいかがというようなご質問内容でございました。

まず、その件についてお答えさせていただきたいと思いますが、議員さんの報酬については、これは条例で定めるところでございますし、その改定に伴っては、理事者の提案、ないしは議員さん方のご了解といたしますか、そういった判断に委ねるべきだというように考えておきまして、監査委員から議員さんの報酬についてとやかく申し上げる筋合いはございませんので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それから、当初予測をしておりました今回の下水道の受益者分担金の不納欠損処分についての監査委員の責任の所在という点でございますが、たびたび議員さん方がチェック機能が果たせていなかったという反省をなさっておりますが、小林議員のお話の中にもありました、今回議員さん方の指摘でもって初めて発覚をしたということでもあります。そういう意味で、これを放置するならばもっともっと金額が多額に上り、後年度にまとめて不納欠損処分をしなければならなかったという事態が生じたであろうというように推測されますので、議員さん方のチェック機能が果たせなかったという点については、これはひとつ反省を、自分が指摘されなかったという点での反省はともかくといたしまして、議会全体としてはそれほどお気になさらないでもいいんじゃないかという考え方です。

私は、今回監査委員の立場として、監査委員は検査権、審査権、そういった権限を持っております。そうした中で、この下水道の受益者分担金について具体的に時効が来るぞと、だからこうしなさいという具体的な指摘をしたことがございません。そういった意味で、私は議員さん方のチェック機能以上に、今回の問題については監査委員の責任は重いというように受けとめております。この場をおかりしまして、町民の皆さん方におおびを申し上げたいと思います。

似たような対応策といたしますか、監査委員としてとった対応策について説明させていただきますと、昨年、一昨年から引き続く、長い間だったと思いますが、町の公金の収入未済額全体について、毎月、例月出納検査の時期にその収納状況を調べさせていただきました。そして、事務局をして、監査委員が滞納の収納状況を調べるから、一生懸命収納に当たるようにというようなこ

とをさせていただきます。そうした中で、収納がきちっと定期的に進むところと、それからゼロ、ゼロ、ゼロで全く収納が進まないところがございました。そういったときに、そこに深く突っ込んでいって、先ほどおわび申し上げましたけれども、そういう指摘をしておれば、あるいはもっとこの事態がここまで発展せずに済んだのではないかというような反省をいたしております。

今回、決算の審査報告の中で記述をさせていただきました、監査委員がひとつ指摘をした事項については、単に当該指摘を受けた担当課だけの改善だけにとどまることなく、そうした類似の事案がないかどうか十分にチェックをかけて業務に当たっていただきたいということをうたったわけではありますが、例えば下水道の受益者分担金についての指摘はずばりしておりませんが、介護保険料の時効については、2年で短いので云々というような指摘を何度もさせていただきました。そういうことを、やはりそれぞれ職員が自分のこととして捉まえていただいて、今後とも業務に当たっていただきたいことを願って今回の指摘をさせていただいたつもりであります。

以上、ちょっと長々と申し上げましたが、私のほうからも、今回の不祥事について至らなかつた点を皆さん方におわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ただいまは足立代表監査委員、また町長からも丁寧なお答えをいただきましてありがとうございました。

ひとつ誤解をしてもらったら困るので、ちょっと最初おわびしておきますけど、公認会計士を云々というのは、かわってもらうとかでなしに、加えていただいたらどうかということで町長に質問を投げかけたようなことでございまして、今の足立代表監査委員さんがどうこういう意味合いではございませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

今回のことにつきましては、本当にせんだっての専決処分の議案のときにでもたくさんの方からいろんな意見が出ましたけども、私が思いますのには、やはり今回もまたこれから決算審議に入るわけですけども、不納欠損処理ということで、税金でありますとか、国民健康保険とかいうものも出ております。これらにつきましても、それぞれ担当課の方々が、いわゆるこれは時効ということがあるということで、一生懸命努力されて、なおかつどうしても徴収ができなかったという数字が挙がるとるわけでございます。そういう努力されたあげくの数字であるならば、今度の下水道のことにつきましても特段大きな問題は生じないと思うんですが、たまたまいわゆる時効という認識が我々も、また今、監査委員さんも申されましたけども、全てがチェックするのが今日になって、非常に傷が浅く済んだといえば済んだかもわかりませんが、非常にそういった欠損が出てきたというようなことでございます。

町民の方々から見れば、いわゆる町民の方々はそのような法的なことも詳しいことございませんし、中には詳しい人もおられるかと思いますが、やはり町の職員、あるいはこういった議会関係者、そういった方々に町の運営を託しておられるわけですね。町民の方々のグループからすれば、こちらの議員も含めて、議会も含めて、こちらのグループのいわゆるそういった間違いというんですか、ミスができたことが、いわゆる町長、副町長だけのそういったペナルティーでお許しいただきたいというようなことで済むのかどうかというようなことに私は怒りが、反問が多いと、このように思っております。

それで、やはり町民の方々のそういった真面目な方々の思いが、こちらが一生懸命皆さんやっ

ておられたんですけども、そういうミスが生じた。そういうことを果たして町長、副町長だけのペナルティーで、この2, 600万円からの欠損がチャラになるんかというようなことと思うんです。

それで、通常でしたら、民間でしたら100万円でも何十万円でも穴があけば、これも大変なことで、金融機関から借り入れお願いするとか、預金をおろすとかいうようなことで対応するんですが、行政というのは不思議な組織だなと思ってるんですけども、そういうような現象が結果として出てきても、どの分野もそう大きな損もなしに運営していけると。穴は開いとるんですから、それが一つの起債という、借金という形になってくるんかどうかわかりませんが、そういうような形で、本当に町民の方々からすれば、いわゆる町の運営を任しとるのにどうなるとるんだと、こういう突き詰めたらそういうところだと思うんですが、その辺のことで、私はいわゆる、せんだっての町長の答弁の中でも、気づくのが誰もなかったというようなお言葉がございまして、それで決算議会があるたびに、滞納金でありますとか、そういった不納欠損だとかいうことを毎年議員も質問もしたり、指摘もしたりしとるわけですが、そういう中で、大丈夫かえというようなお互いの横の連絡と申しますか、そういうようなことが、いわゆるちょっとしたことだったんだと思いますけども、そういうのが欠けていたということから、私は、もう担当課職員のみならず、全職員で、またこの議会に参画しとる私たちもやはりそれなりの応分の負担も負うて、そして町民という方々に対するいわゆるおおびと申しますか、そういう姿勢が、私は示すのが求められておるのではないかと思うんですが、町長のお気持ちをもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、小林議員さんがおっしゃいましたことは、町民の方たちの多くの方のご意見だというふうに思いますし、それについては真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

今回のことにつきましては、確かに横の連携もさることながら、旧町からそうした、この下水道が導入されたときからそうした時効というものがあるんだという認識、当初はあったんだろうと思うんですけども、それが今度縦にきっちりとなつていかなかった。担当から担当、そしてまたそれが課内の中で共有したものにならなかった。それが与謝野町の以前のそれぞれの町でもそうであったということが一つ大きな、なかなか見つけ出しにくかった一つのことではないかと思うのと、それと、分担金・負担金が納まっていなくても、下水道の事業を推進していくために接続していくという、そうしたことの中でその不納欠損等の期限が来ている等のそうしたもののあれが薄れてしまったのか。その辺のところは、もう既に過去にやめた方や、あるいは携わっていた方がずっとどういう認識だったかという追跡はできておりませんが、そういう縦の流れの中での見落としが大きいことだったのではないかなというふうに思っております。

そうした意味で、今回こういう結果が起こったわけですけども、しかし、それについては、やはり間違ったことはすぐに正す必要があると。しかし、正すためにも相当担当課はそれら一つ一つを、旧町時代からの分を一つ一つ確認をし、調査をし、正確な数字をとということで挙げてきてくれた。それには、やはり1年ほどかかったということとでございますけれども。今までの過去に積み残されていたそうした業務も含めて、今回明らかになったということとでございます。

この処分について云々につきましては、また次、宮崎議員さんからのご意見もございますので一般質問の中でも答えたいというふうに思いますが、それらについて、今私の思います中身については以上のようなことでございますし、それについてどうするのかということは、またこれ別の問題かと思っておりますので、お答えになったかどうかわかりませんが、小林議員に対するご答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 確かに下水道が布設されてから十何年という形で、過去の流れは、今、町長のお答えにありましたようにずっと引きずってきとるわけですが。それで、既に旧町時代から、あるいは新町になってからでもそういった担当された方々、あるいはそれ以外の職員の方々でも、幹部職員の方々も何名かもう既に入れかわっておられまして、非常に過去のことをどうのこういうことも言いにくいことかと思えますけども。

だけど、私が思いますのには、やはりこの与謝野町という一つの行政組織を担っとるのは、今私たちですわね。先輩の方々のそういった足跡のいわゆるそういう負の側面にしても、やはり現在受けている者がやっぱり何とかしていかないかんとすることは、僕は基本だと思っとるんです。それで、国の借金でも何か一千兆円出たとか何とか言っていますけども、これも、ほんなら返せるものなのかどうかわかりませんが、いわゆる先輩の方々が、あんた方が受けた借金だから、あんた方返してもらおう、私ら知りませんでという逃げるわけにいかんと思うんです。やはり、今ある組織を担っとる者がやっぱりそういったものを、返すものは返していくという、これが一つの仕組みだと、流れだと思うんで、やはりそういった意味で、今担っとる、与謝野町という行政を担っとる町長以下、幹部職員の方々、また職員の方々、また我々議会にしても、やはり一丸となってこれを、幾らかでもやっぱりそういうどうして補填すべきことがベターなのかということ、やはり町長のトップとしての姿勢を私は求められると、このように思っております。

今回の件というのは本当に悪い事件と申しますか、悪いことだったんですけども、だけど逆の面でいえば、もう最高の、千載一遇のいわゆる職員教育というんですか、みんなの一つのチャンスだと思っております。それで、やはり人生勉強、社会勉強、職場勉強、そういったことのやはり授業料を皆さんで幾ばくかでも負担して、やはりそういうことが次のまちづくりに、お互いにステップを踏み出す一つの礎にもなるのではないかと、このように私は思うんですが、町長のお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回のこうした問題に対して補填をするということも一つの方法かも知れませんが、それ以上に大事なことは、今おっしゃったように、こういったことがもう二度と起こらないように職員の喚起を促すといえますか、そうしたことも大事だと思いますし、まずはこの担当課の中で、不納欠損に至るまでの間の中止ができなかった。その中止ができなかったことをとめる、ストップさせる、そうした手だてをきちっとやっていくということをまず基本に、それらのことの解消を行う。それにあわせて、徴収をこの下水道だけではなく、ほかの部分の徴収等も各課それぞれ抱えておりますので、それらに全力を尽くしていくということの確認を、まず職員とともにきちっともう一度確認し合う、そうしたことが必要かというふうに思っております。

わずかな時間で、朝礼等でそのことを申し上げましたけども、それで恐らく済む話ではないと

思いますし、それらを契機に、職員のやはり意識、また仕事に対する取り組み方等のあれを徹底してやっていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今は行政側のミスに対するそういった責任のとり方という形のことで町長のお考えをお聞きしたんですが、これを逆の立場で、今度民間が、1町民、1住民が法令違反だと。例えば、自転車傘さし運転も、これもだめだとか、あるいは一旦停止の標識が見えなくて、しなかったらすぐ罰金とか、そういう民間の場合でしたら即そういうペナルティーとかそういった、これへりくつかもわかりませんが、そういったことがされて、そして世の中というんですか、動いとると思っとるんですが。こういう、いわゆる努力をされたいうんでなしに、不勉強だったと、認識不足だったというようなことで生じたこのことについて、やはりこれは何らかの、町長、副町長だけのそういうんでなしに、やはり皆さんで、議会というところ、議会というんか、この行政をあずかるとる者の責任として、きょう現在あずかるとる者の責任として幾らかのやはりペナルティーは示すということが、僕は町民に対する、真面目な方に対する一つのお答えではないかと、このように思っておりまして、責任のとり方ということを申し上げて、この件については終わりたいと思います。

それから、次にいわゆる監査委員さんの公認会計士ということをお願いしたのは、一般会計、特別会計合わせまして200億円という資金の出入りの監査をお世話になっとるわけです。それで、200億円といいますと、これはどこの自治体でもそれぐらいの金額になっとるんでしょうけども、一般のいわゆる上場企業の売りに等しいような金額でございまして、監査報告の書類を見せていただきましても、多岐にわたりまして非常に大変な監査を、目通しをしていただいております。それで、先ほども足立代表監査委員さんのお話もございましたけども、そういった適切な指導によりまして、そういった収納率のアップにもつながっておりますし、本当にきばって役目を果たしていただいておりますと、このように私は思っておりますが、なおかつ、第三者的な目線で行政というもののの中身を見ることも必要ではないかなと思っております、公認会計士という言葉を質問に出させてもらったようなことでございます。

それと、これ質問には出してないんですけど、町長、いわゆる代表監査委員さんの手当というのが、きょう現在、月4万5,000円とかいうようなことを聞いてるんですが、理事者と比べまして非常に大変な役割を担っておられる部門でありながら、ちょっとバランスが合わないのではないかと、このようにも私は思っておりますが、これもひとつ検討課題にさせていただきたいと思っておりますが、そういうことを含めましてお考えいただけたらと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今ご提案いただきましたことにつきましては、いま一度調査、よその町とどうなのかといった点も調査をさせていただきたいと思っております。

ただ、公認会計士ということになりますと、非常に、今それこそ監査委員さんにお払いしているような報酬では、もうとても済まない。それと、一つ大きな部屋の中に常駐していただくような、そんな形になりますので、このやはり小さい市町では、そうした遠くから来ていただくような手だてをとらなきゃならないようなこともございますし、ちょっと都会とは違った、そういう個々の自治体の事情もございまして、それらを考え合わせますと、今の体制でお世話になれた

らありがたいと思います。その処遇につきましては、一度検討をさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、2つ目の廃屋関係につきましてお尋ねしたいと思います。

昨年の8月の、先ほど町長のご答弁にもございましたように、職員の方130名以上の方々に歩いていっていただきまして、町内空き家と、あるいは廃屋のそういった件数を把握していただいたデータをいただいておりますが、一部損壊も含めまして、廃屋と見なされるものが71件ほどあるようでございます。この中には、既に処置をされた、解体処理をされたおうちもあるかと思いますが、非常に町長のおっしゃられる個人物件ですから、公金を扱うつもりはないということでございますけど、全額を出してもらったらどうですかというのではなしに、いわゆる先ほども申しましたように、住宅改修の補助制度と似たようなもので、上限20万円でも、あるいは30万円でも、やはりそういう、本当に解体がこういった進まないのは、先ほどもご答弁でございましたけども、いわゆる処理費用が高くつくというような形、あるいは解体した後、固定資産税が、土地評価が上がって上がるというようなこともあるようでございますけども、やはりそんな住宅改修ほどの申し込みがたくさんあるとも思えませんし、できたらそういう家屋の古い、そういう廃屋に近いような解体費用の助成というような取り組みもしていただくことでないと本当に、せんだつてもBSフジのプライムニュースで、これも空き家・廃屋対策ということをやっていたけども、足立区の方が、担当者が申されておられましたけども、もう不特定多数の方に迷惑かけるなら、もう財産権云々と言うとられへんということをおっしゃっておられて、本当に近隣の方にすれば、いわゆるけもの類が出入りしとる、白アリは出る、もう本当に風が吹けば潰れへんかというような、非常に日々それが頭から離れないというような現状があちこちに点在しとる実態ですね。

それで、これをやはり個人のものでございますから、これはもうやむを得ないことはわかりますけども、全部自治体が持つというのではなしに、住宅改修と似たような解体についての補助制度というものが、これは所得状況とかそういったことに上限を設けてやはりされるというようなことで、やはりこの町がそういったことが目につくのが少なくなるような、そういった環境整備に行政側の努力というものが求められると思っております。

それで、こういうことにつきましては、このテレビでも言うてましたけど、とにかく国からの補助とかそういったこともやはり求めないことには、なかなか自治体ではもう財政的に難しいというようなことも申されておられましたけども、あわせて町長のご見解をお聞きしたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 住宅改修事業につきましては、これは今の住環境をよりよくしていこうということに対する、それと、それをするには地元の業者の方を使っていたら改修をするという、そういう両方のあれでした。今回は、これは解体していこう等との話でございます。それは、個人のものであるということは、その方に相続人がおられたり、親せきがあつたりいろいろとしますと、やはり勝手に潰してしまうということについては、その方々たちのいろいろなことも出てくるでしょうし、それぞれの個々の中身を見てみないとわからないこともございますし、非常にその点については難しいというふうに思っています。

また、そうしたことも含めて、我々小さな自治体だけじゃなしに、府も関係し、そしてこのプラットフォームによる空き家対策の取り組みを今やっつていこうと、そういう取り組みが進められつつあります。そうしたところに職員も出かけてきて、これらについての問題点をそれぞれともに考えて解決していくことを今やっております。これは、府関係課、あるいは府内の町村の担当課、あるいは空き家対策に取り組むNPOだとか、まちづくりの専門家等々が一つの推進体制をつくって、その中で共通する課題を考えていこうということですので、これはなかなか1自治体だけでやるということは難しい。今おっしゃいましたように、国やそうしたところの補助も必要になってくるでしょうし、考え方などについても、やはり法律できちっと定められている中で取り組むということは非常に難しいというふうに思っておりますので、こうしたものに期待をして、今後、年度内に何回か会議を開催されて、一つの対策や検討の取り組みの発表があるのではないかなというふうに思いますので、それらも参考にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私は、そんな町が解体するとかそんなことでなしに言うてますのに、補助をということですので、誤解のないように。

それで、いわゆる住宅改修の場合は、確かにその家は住みやすくなる、あるいは業者のお金の循環というような趣旨だったと思うんですが、やはりこの環境整備というようなことで、私はやはり行政としても何らかの指導というようなことも必要ではないかと。このままほうっておかれるというようなことで果たしていいんだろうかと、このように思っておるのが実情でございます。

以上で、そんなら質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

ここで13時30分まで休憩といたしますので、よろしくお願ひいたします。

（休憩 午後 0時03分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

それでは、次に6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、通告に従い、9月定例会の一般質問をさせていただきます。

1点目に、下水道受益者負担金・分担金等の時効が完成し、回収不能になったことでの、その責任と処分についてお伺ひいたします。

この件につきましては、議案第71号の専決処分の承認を求める案件の中で多くの議員から質問がありました。また、午前中の小林議員からも質問がありましたので重複する内容の質問になると思いますが、ご答弁をお願いいたします。

私は、今回の下水道受益者負担金・分担金等の時効が完成し、回収不能となったことは、与謝野町にとって、与謝野町民にとって大変大きな損失になったと思っております。下水道受益者負担金・分担金等に時効があるのを知らなかったと担当課長は言われておりますが、行政のプロとして大変重大な過失であると思ひますし、その責任は担当課だけでなく、行政全体の責任であると考えております。

下水道受益者負担金・分担金等の時効が完成し、不納欠損として処分したのは2,666万4,256円になっております。そのうち、合併前に時効が完成していたものもあります。約870万円余りであります。この時効が完成した分は、法律上請求することも回収することも違法になりますので、2,660万円余りを不納欠損として平成24年度決算で処分しますと言われても、なぜこのことが起きたのか、何度説明を聞いても納得ができないところであります。また、町民の信頼を損なう重大な議案であります。2,660万円余りの時効が完成することによって、負担金を払わなくてもいい人ができることになります。このことは、今まで普通に全納してきている町民にすれば不公平を感じることになり、行政への不信感が増大することになると思います。この不公平な現状を、町長はどのように取り組み、町民の理解を得ようとしているのでしょうか。

また、太田町長は与謝野町長の2期目をされております。旧野田川町時代から数えて5期目になると聞いております。つまり、下水道が始まったころから町長をされておると認識いたしております。もちろん、下水道に直接かかわっておられたとは思っておりませんが、旧野田川町のと きから、野田川地域には多額の滞納があり、不納欠損処分の2,660万円余りのうち、約2,100万円が野田川地域から出ております。合併前に時効が完成している金額は約870万円余りであり、そのうちの野田川地域は約800万円もあります。不納欠損処分をした金額の約78%が野田川地域から出ていることになり、このようなことから、太田町長には重大な責任があると考えております。

しかし、問題発覚後の下水道課の課長をはじめ、職員の皆さんのこの問題への対応や再発防止への取り組みは大変評価できるものだと認められますが、それでも今回の町長10%、副町長は5%の3カ月減給、担当課長は戒告、主幹は訓告の処分では余りにも責任のとり方が甘く、他の職員の見せしめにもならない軽い処分であると思いますが、町長もみずから自分に厳しい処分を科して、町民にも職員にも、そこまでしなくてもと言われるような処分をしていただき、与謝野町のトップリーダーとして誰からも認められる責任のとり方をさせていただきたいと願っております。それが町民の理解を得られる方法であると思います。私は、町長の今回の処分は余りにも甘い処分と思っておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

2点目は、常習水害についてお聞きいたします。

自然災害には多種多様なものがありますが、与謝野町におきましては、毎年やってくる台風の災害があります。特に雨量の多い台風ときは、大体同じ場所で水害が発生しております。最近では気象異常なのか、警報にも特別警報が設けられたり、ゲリラ豪雨や竜巻警報という言葉も常時使われるようになっております。また、全国各地でゲリラ豪雨や台風により多大の被害が出ております。

与謝野町でも、たびたび台風やゲリラ豪雨の影響を受けて水害が発生している場所があります。岩滝地域では野田住宅付近、浜町の海岸に近い場所や河川では、高潮の影響を受けて、豪雨と重なると水害が発生しております。阿蘇シーサイドパークの水道付近も、高潮と豪雨が重なると水害が発生しております。男山の与謝の海病院付近でも同じであります。また、野田川地域では幾地の幹線付近、下山山の消防車付近にも水害が出ておるように聞いております。加悦地域では算所にも水害が発生しており、やすらの里付近では、やすらの里ができてから常習的に水害が発生

しておると聞いております。

このように、与謝野町各地域で年に数回以上の水害が発生し、毎回同じ場所で水害に見舞われております。水害にならないような具体的な対策は町ではとれないのかというこの2点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 宮崎議員ご質問の1番目、下水道受益者負担金等の消滅時効の責任と処分についてお答えいたします。

この件につきましては、町民の皆様本当に多大なご迷惑をおかけし、与謝野町に対する信頼を損なう重大な事態を引き起こし、本当に心から深くおわびを申し上げたいと存じます。

この問題の詳細につきましては、原因及び経過等の説明をあわせまして、今後の対応並びに関係職員の処分と、私ども特別職の給与の減額等を「広報よさの8月号」に掲載し、町民の皆様にご改めにお知らせをさせていただきました。このような事態になりました原因は、既にご説明をさせていただいておりますとおり、合併前から現在に至るまで、担当する職員に消滅時効に関する知識がなかったことによるものですが、この間、滞納者へ何もアプローチをしていなかったのではなく、賦課した負担金等を何とか徴収しなくてはとの思いで、納付のお願いや請求書の送付、個別集金等の徴収努力は続けていたものの、時効の進行を中断させる有効な手だてを行わなかったことによるものでございます。しかしながら、時効に関する認識がなかったことが原因であり、議員ご指摘のとおり、行政のプロとしての責務を果たしていなかったことは、当然のことながら否めないものと思っております。

そのような中で、所管課であります下水道課の課長を懲戒処分の戒告、負担金等の賦課・徴収事務を担当する係長とその直属の上司である主幹を、懲戒処分ではありませんが、文書による訓告処分といたしました。この処分について妥当かとの議員のご指摘ですが、今回の消滅時効は合併前から完成していたものであり、また合併前に賦課した負担金等が消滅時効を迎えたもので、議会からのご指摘により、下水道課の職員全員が全力を挙げて調査を行い、全てを明らかにし、速やかに処理をさせていただいた中で、現在の課長及び担当する職員のみでの責任ではないことも考慮し、他自治体の類似の事例や当町の懲戒指針等に基づき検討を行い、戒告及び訓告の処分とさせていただいたものでございます。

また、今回の消滅時効が完成した債権は合併前に賦課したものであり、当時携わった職員、退職者も含めてでございますが、その関係者を処分できる権限はないものと考えております。

そして、私どもの処分でございますが、ご承知いただいておりますとおり、私が給料月額10%の減額を3カ月間、副町長は、給料月額5%の減額を同じく3カ月間といたしました。その責任のとり方が甘いとの議員のご指摘ですが、当然私どもの処分は自身で判断して決めています。判断の材料といたしましては、同様の事例があった他自治体の処分内容も参考にしています。今回の処分が甘いと思われる方もおられるのかもしれませんが、最終的に私どもが判断をしたものでございます。しかしながら、9月2日にご審議いただきました私どもの処分に関する議案において議会のご承認が得られない事態となり、私どもの判断について、再度検討を深

めたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の事態を重く受けとめ、私ども理事者も当然ですが、全職員が今後において、自身の受け持っている事務について、法令遵守はもとより、瑕疵やそご、過失のない処理に最大限の注意を払い遂行していくという覚悟を持って町行政を担わせていただくことで、役場一丸となってその職責を果たしていく所存でございます。

ご質問の2点目、常習水害の対策についてお答えいたします。

台風やゲリラ豪雨の影響で、与謝野町の各地域で年に数回以上の水害が発生している。毎年ほとんど同じ地域で発生しているが、水害にならない具体的な対策はとれないのかとのご質問でございます。

まず、町内の町管理の河川や水路の状況についてご説明いたしますが、水路を整備する基準として、1時間に50ミリ程度の雨量を想定して整備を行うのが現状でございます。近年のゲリラ豪雨と呼ばれる時間雨量に100ミリを超える豪雨には対応できない断面となっております。

議員のおっしゃいます台風やゲリラ豪雨でも水害にならない具体的な対策といたしましては、そのような豪雨にも耐えうる断面に改修したり、雨水調整池や雨水貯留施設を整備していく方法しかなく、これには莫大な費用と年月を必要といたします。町といたしましては、ゲリラ豪雨とまではいかない頻繁に発生する集中豪雨により浸水する箇所について、常習浸水地域の解消を指標として総合計画に掲げ、鋭意工事を進めており、氾濫の減少など一定の成果を上げているところでございます。まずは、常習浸水地域の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ありがとうございます。

それでは、1点目に質問いたしました、町長の処分のあり方が非常に甘いのではないかとこのふうには私は思っております。

それと、その中で職員の処分の中で戒告、訓告というものがございます。それはどういうものか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 戒告並びに訓告の内容ということでございますが、戒告とは、地方公務員法第29条に規定されている懲戒処分、職員台帳の賞罰欄に記載されます。また、訓告とは、懲戒処分に当たらない嚴重注意としての処分、職員台帳への記載はありません。

戒告及び訓告の処分を受けた職員の給与面の不利益といたしましては、処分後に支給される勤労手当の支給率が、本来の支給率からおおむね5%減となります。さらに、処分後の定期昇給について、処分されない場合と比べ、昇給幅が減らされるということでございます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。戒告、訓告でも多少の処分、金額的な処分にもなるということをお聞きいたしました。

私は、これ確かによく職員さん頑張ってやっていたいておりますが、しかしながら、やっぱり知らなかったということは重大な責任があると私は思いますので、私は減給でもいいんじゃない

かろうかと。減給といいましても、これ条例では10%以下ということになっておりますので、それほど大きな本人に痛手になるんではないと思いますので、減給でもいいんじゃないかなというふうに思います。

そして、また町長自身が10%という、副町長5%というこの処分は、私はいかがなものでしょうか。私、勝手に言わせていただきますならば、やはり50%、50%カットしてやっていたければ、町民の人たちは一目見て、ああ、これはよくやっていただいたなというふうに思われると思うんです。その点についてはどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回行いました処分につきましては先ほど語る述べましたけれども、私だけの勝手な、最終的にはそういう結果ですけれども、やはりいろいろな事例や、また町の持つております懲戒の指針等の中で判断をさせていただいたものでございます。

このことによって、不納欠損した額を補填するというような性格のものではないというふうに思っておりますし、このことについてどれだけの責任をとるのかという中で、私どもの判断としては、これが適切だろうというふうに判断をいたしました。おっしゃるように、せんだつても50%なら認めるといようなちょっと発言もございましたけれども、じゃあそれがどういう根拠を持っておっしゃっているのか。その辺についても、反対に私どもはお聞かせいただきたいというふうに思います。ただ単に感覚的なものではなしに、やはり一定のルールの中でそれらが適切だというふうに私どもは判断をいたしました。

ただ、それについて議会では否決をされましたので、先ほども申し上げましたように、この件については再度検討を要するというふうには思っております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 10%減給ということの根拠も、私もちょっとよくわかりません。それは、今、町長おっしゃいましたけれども、私はちょっとよくわかりません。また、この9月2日に専決処分をこの議会で否決した。このことについて、今後、今考えとはおっしゃいましたけれども、もう一度ここに新しいものを提案されるのかどうかちょっとお聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） もう今の段階では、まだそのことについてはお答えをすることはできませんけれども、もう既に専決の中身で言いましたように、3カ月間、7、8、9月分につきましては既に減給をいたしております。それらのことも含めてどういう判断をすればいいのか、専決というものについての中身ももう少し検討する必要があるかと思っておりますし、そういうことがあってもそのままがいいのか、検討しなければならないのか、ちょっとその辺の判断も今ちょっとすぐには申し上げることができませんので、それらも含めてもう少しお時間がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） まだ今思案中であるというようなことでございましたけれども、やはりこの議会で否決したということは、ほとんど、3名だけ賛成されて、あとは全部否決ということは、これは町民の声だと私は思います。これをやっぱりないがしろにするということは、私は、しておられるとは思いませんけれども、これは町長どうしても、私は再度また、みんなが納得するようなものを提案していただきたいというふうに私は思っております。この件はまだ思案中ということなん

で。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町民の皆さんの意見や議会の意見をないがしろにするなんていうことは、毛頭思っておりません。それらを受けて、もう一度検討がしたいというふうに申し上げているところでございます。それにはお時間をくださいということです。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。またしっかりとしたお考えで、私は新しいものが提案されることを願っております。

2点目に行きます。2点目の常習水害についてお伺いをいたします。

自然災害ですんで、大変難しいことだと思っております。特に、このごろは想定外の100ミリを超えるような雨量でゲリラ豪雨が発生することが他の地域では多くありますが、与謝野町で起きないという保障は何もないんで、それに耐えられるような対策を、すぐには確かにできません。これは大きなお金もかかりますし、それはできませんが、そういった対策を、私は長いことかかってでもしていかなきゃいかんだろうと。ちょっと修理とか、ちょっと溝を拡幅するとかいう程度のことではだめだと私は思うんですが。

また、最近、私ちょっとこの前聞いたんですが、この8月にはやすらの里の付近の方々が、もう5回ほど水が流れとる。1カ月間で、8月の中だけで5回ほど水が来ておると。家の中までは入っていないようでありますけども、1件は事務所にはいったんですかね、そういったことを聞かせていただいておりますが、あそこは、ちょっと専門的な話になるんかわかりませんが、私も現場見て、上に上がっていくところに、溝を向こう側にするというようなことになっておるようですが、構造的に。私はちょっと見て、どうもよくわからないと思うんですが、あの辺の対策はどういうふうになっとるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） あその部分につきましては常習浸水地ということで、それらについても、今、鋭意考えているところですので、建設課長のほうもそれに対応しておりますので、建設課長のほうから答えさせます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、やすらの里の排水状況につきまして説明をさせていただきます。

今のやすらの里の付近の排水の部分につきましては、今おっしゃったような上流側の部分に一番幹線排水路の排水溝がございまして、そこから加悦奥川のほうに放流をかけたというふうな状況でございます。

今回、改修をさせていただいたのが、そちらのほうが一番大きい放流口でございましたので、そちらのほうに向かって排水計画を立てさせていただいておりますけれども、そこが従来からある排水と、それから新しく排水を出させていただいたのが一緒に合流をするというふうなことがございまして、その部分で新しくさせていただいたほうの排水が飲まないというふうな状況が発生したというふうな状況でございます。

したがって、今度の補正予算のほうにも上げさせていただいておりますけれども、この部分につきましては新たな加悦奥川への放流口が必要だろうというふうに思っております、今後、

今の補正予算の段階で水理解析を再度させていただきまして、改めまして新しい放流口をつくるなりそういった対応をさせていただいて、今の地域の方のほうに申しわけないというふうな状況になっておりますけれども、その部分につきまして払拭をさせるような計画を立てていきたいというように思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） あそこの辺はそうやって対策をとっていただいておりますということなのですが、それで解決するのかなというふうな疑問があります。といいますのは、あそこのやすら苑ができて、あそこに落ちる水が相当傾斜がついて南側に流れるんですよね。やすら苑の路面が。南側へ傾斜してらるんですね、かなり。私も見てきましたけど。あのときに出る雨量が全て流れてくるということで、今、土のうも積んでおられるようですけども、あの土のうのままではいかんと思うんですが、あそこのやすら苑の面がちょっと問題じゃないかというふうに近所の人言っておられます。あれができてから、こんな大きな、あそこから流れてというようなこともおっしゃっておられますが、あの面はどこへ流れるようになるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきたいと思えます。

今おっしゃるように、やすらの里のところから流れてくる部分、それが今、議員おっしゃいますように南側の斜面になっておりまして、その部分が、今の北側のいわゆる水路に抜くというふうなことになっております。その部分が、先ほど私が申し上げましたいわゆるネック部分でございまして、その部分の解消をしなければならないだろうというふうに思っております。今、北側に流させていただいておる水路の部分新しく東側のほうに流す計画にしなければ、今の状況のままでは同じ対応になってくるだろうというふうに思っております。今、東側のほうには1つ加悦奥川への放流口がございまして、それを使うか、それとも新たにまた放流口を設けるか、その部分につきまして水理解析が必要だろうというふうに思っております。

したがって、今の下側へ流れている部分につきまして、いわゆる東側のほうに流していきたいというふうに思っているわけでございます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。少しでもあそこの水害が出ないような方法を考えていただきたいと思えます。ほかにもいろいろとあるんですが、一つ一つやっても時間がかかるばかりでございまして。

水害ということに、大変時間はかかるかもわかりませんが、町としては取り組んでいきたいというふうな思いでおられると思えますが、町長もう一回ご答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、100ミリを越えるような豪雨に関しては、なかなかその対応というのはできませんけれども、今ご指摘のように、常習浸水地域につきまして、総合計画にも掲げておりますように、今後一つでも解消していくように鋭意努力をしていくという、それも計画的にやっていくというふうにしておりますので、まずはできるだけ氾濫を抑える。そして、そういう常に浸水するような地域が一つでも二つでも少なくなっていくような努力をしていきたいというふうに思っております。

議長 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。

最初に言いました不納欠損については、やはり私はもっと町長がトップリーダーとしての責任のとり方をちょっと考えていただきたいなということをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長 長（赤松孝一） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

次に、15番、勢簀毅議員の一般質問を許します。

勢簀毅議員。

15番（勢簀 毅） それでは、平成25年9月、第52回定例会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3点について質問をいたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点目の質問は、これまで税務課長さんにも何回かお尋ねしてきました、温泉施設を利用しましたときの、利用者が納める入湯税の創設と、固定資産の評価の現状についてお伺いをいたします。

これまでの税務課長さんからいただいておりますこれについての答弁では、前任者からも検討事項ということでお聞きしている。大体この辺までの答弁だったというふうに考えております。本日は、町長からぜひ一歩進んだ答弁をいただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地方税法第5条第4項では、鉱泉浴場所在地市町村は、目的税として入湯税を課するものとする、このようにされています。既に30年余り前から温泉に着目をされまして、掘削をされ、湧出にこぎつけられた旧岩滝町の皆さんには心から敬意を表するところでございます。そして、平成2年に旧岩滝町で温泉が湧出してから既に幾つかの施設で活用されまして、もちろん観光振興に大きく寄与しておりますことは言をまたないところであります。

現在では、健康面においても大きな効果があるとのことで、全国では温泉に対する期待や希望は依然として衰えていないと思っております。温泉は老若男女を問わず、常に日本人の行きたい旅行タイプの上位にランクをされる不動の人気を誇る旅行目的地です。

これらの温泉地において、それぞれの市町村が地方税法に基づき条例を制定し、鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として利用者から徴収している目的税としての入湯税があります。お伺いします。この入湯税については、町の財政危機が叫ばれ、今町では官報すら定期購読ができない、このように厳しい状況の中で、もっとやはり取るべき部分については検討していただく余地があるんじゃないかなと、このように考えております。現在では、この入湯税は、全国で課税団体が約1,000団体、237億円、これは市町村税の0.1%に相当すると報じられています。本町の場合は、温泉地と言える規模ではないので大きな額は見込めませんが、その用途は経済効果としての整備で、温泉のある効果を目で確認することができました。この入湯税については、入湯客も1人1日について150円を標準として、その徴収方法は特別徴収で徴収することとされており、その市町村が環境衛生、その他観光施設、消防活動に必要な施設の整備に充てるための入湯客に課する目的税です。

次に、この温泉についての現在の固定資産の扱いについて考えをお聞きしておきたいと思っております。

現在、与謝野町内には温泉をくみ上げる5本の井戸が掘られております。京都府の資料によりますと、岩滝源泉3号、橋立温泉1号、岩滝温泉5号、岩滝温泉7号、天橋立岩滝温泉の5本であります。これが、固定資産評価が全くされていないのではと考えております。固定資産の課税客体がある場合は総務省が定める固定資産評価基準に従って評価し、固定資産税を課する必要があります。この固定資産評価基準第9節では、鉱泉地及び鉱泉地の上に存する権利についての評価方法を定めています。

本町の場合、1本は町の所有で、ほかは民間の所有と認識をしております。町の所有は別ですが、一般的には当然固定資産として評価する必要があります。なぜこれが評価基準に従って評価されていないのでしょうか。町は地方税法に従って粛々と評価し、固定資産税を課する必要があります。理事者は、固定資産評価員や評価補助員を指導し、責任を果たさせる必要があります。また、町が所有している温泉については、温泉権として町の財産台帳に載せる必要があります。しかし、全くそのような扱いにはなっていないと思っています。これはなぜでしょうか。

以上のことから、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、入湯税についての検討はどのようになっておりますでしょうか。

2つ目には、固定資産としての評価の現状。

3つ目には、町の財産としての温泉権に対する考えと評価の手法についてお伺いをしたいと思っております。

次に、大江山双峰公園のソフト事業の強化について。

これまで町長から伺っておりますのは、自然を重視したソフトを最大限をコンセプトに、国定公園の指定を契機に、担当課に公園のあるべき姿を指示したい、このようなことであったと思っておりますが、現在非常にきちっとした管理をやっていただいておりますけれども、特に自然公園のあるべき姿を示すためには、もっと町長の考えられるソフトを強化していただく。このことが必要ではないかと思ってお伺いをします。

ふるさとの山、大江山連邦の拠点施設としての双峰公園一带に、花や花木に集中的に整備をすることで蘇生させたいと考えています。花や花木で再生したところも多く、この近くでも見事に転換した例にスイス村があり、スキー場が芝桜に変わったことで、春の行楽の適地にもなりました。また、中国自動車道山崎インターから5分ほどのところにある最上山公園というのがございますけれども、この一角にあります小高い丘に3,000本のみじが植えられて、11月には見事な全山紅葉の美しい山になっております。愛知県豊田市の香嵐渓にいたしましても、もとは京都嵐山の紅葉を見てもみじの植栽が始まったとも言われているように、その一步を踏み出す計画が必要ではないでしょうか。

かつて植生調査をされた開田先生からは、大江山の自然として、春に咲くヒュウガミズキ、山桜と混じっているオトメザクラ、5月にはコブシの花に似たタムシバ、このような白い花が咲きますし、日本海側の要素を持った代表的なタニウツギ、レンゲツツジ、夏にはオミナエシ、リンドウ、キキョウ、タンゴグミ、秋には真っ赤な実をつけるカマツカ、ナナカマド。そうして大江山全山が紅葉する自然になるわけでございまして、もっとこの点に注目したいと思っております。

かつて国の事情でありました生活環境保全林整備事業を導入し、双峰公園の南側尾根から、現在の池ヶ成キャンプ場までの整備がされたことがありました。このような国の支援を受けること

も必要ではないかとも考えています。

かつては、与謝牛のふるさととして放牧場がありましたが、ここ50年間ほどは山焼きがここでは全くできておりません。したがって樹木が侵入しまして、ススキの美しさが保たれないようになってきています。山焼きは難しいとしましても、最低ススキの中の樹木を1年に1回は切る取り組みで景観維持も大切で、何とか雇用対策の中で再生させる必要があります。このことは、有名な箱根の仙石原のススキ公園、兵庫県の砥峰高原でも立証されています。

そこで、次の3点について伺います。

公園の周辺を含んで、花木や花の植生計画が必要ではないかと思っております。

2点目は、あるものを生かし、あるものを探す取り組みの必要性。

3点目は、南北の交流地点にあります大江山山系の貴重な植物を増殖する仕組みを、町の既存の施設を使ってできないか。

このことについて伺いをいたしたいと思います。

3つ目の質問は、行政財産の活用と返還請求について、副町長にお伺いいたします。

行政財産であります土地、建物等の活用については、現在の法のもとにおいても、必要に応じて目的外使用や普通財産としての貸し付けで対応することができるとなっています。地方公共団体においては町が一元的に行っておりまして、実態上、必要となる規制は存在しない、このように認識をしています。

平成18年度の地方自治法の改正では、例えば庁舎内の空きスペースを利用した食堂や売店と目的外使用許可が可能になりましたように、学校施設の非稼働時間、非稼働時期等に施設を教育関連企業、NPO等の週末支援サービスなどの展開拠点とすることについても、現行制度上、目的外使用で対応することが十分可能とされています。

現在の地方公共団体におきましては、それぞれ歳入確保のためにいろんな手法が検討されまして、自動販売機の設置や、壁面を使つての企業スペースとしての目的外使用の許可を行っているところまであります。

このような中で契約解除とされました加悦総合振興有限会社との件につきまして少し伺いしておきます。現行の地方自治法に照らしましても、これは余りにも恣意的な背景があるので、このように思えてなりません。例えば、地方自治法238条の4第7項では、目的外使用について、行政財産によっては本来の用途、または目的外に使用させても、本来の用途または目的を妨げないばかりでなく、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあります。行政財産の本来の用途または目的以外について使用を認めることが適当である。このように出している判例もございます。行政上の許可処分として使用されることが認められています。この行政財産の貸し付けという新たな仕組みについて、対象となります行政財産の一部について、町内業者、あるいは零細企業育成の観点から取り入れていただく必要があると考えています。

そこで、既に終わったことではありますけれども、具体的に加悦総合振興有限会社の事務所の扱いについて考えてみます。

一つは、この事務所は平成13年から使用し、平成18年までの6年間に360万円。当初、役場の一角に事務所を置いていたときから数えると、13年間で会社は事務所の利用料として年間60万円で13年間、780万円が町に支払われています。同じレベルのプレハブの事務所な

ら、土地を合わせても、新築で数件でも建つ金額ではないでしょうか。

二つには、町の要請で3年間、豆っこの肥料の生産にタッチした時期がありました。この間を見ますと、3年間に町に総額で2,040万円も加悦総合振興有限会社は支払っています。現在は当時よりも相当量もふえておりますけれども、平成24年度の決算を見ても、利益が出ているということにはなっていないと思っております、全部ここまでのところは会社が自腹を切って、それは責任上やってきたと、業務を請け負った責任として支払ってきたと、このように思っております。

そこでお伺いをいたしますのは、行政財産の活用についてのお考えをお願いいたします。

2点目は、平成18年度の地方自治法改正後、どのように活用は拡大をされてきたでしょうか。

3点目には、加悦総合振興有限会社事務所の返還の根拠についてお伺いをしたいと、このように思っております、第1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢簗議員ご質問の1番目、入湯税の創設と鉱泉地上の評価を問うにつきましてお答えいたします。

1つ目の、入湯税についての検討状況のお尋ねにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、まず入湯税は、地方税法第5条第4項により、鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として入湯税を課税するものとする。また同法第701条で、鉱泉浴場所在市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興、これは観光施設の整備も含みますが、そうしたものに要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入浴に対し、入湯客に入湯税を課するものとする定められており、これが課税をする場合の法的根拠となります。なお、ここでいう「鉱泉浴場」とは、原則として、温泉法第2条に規定する温泉を利用する浴場をいうものとされております。

そこで、温泉法第2条でございますが、この法律で「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、その他のガス、これは炭化水素を主成分とする天然ガスを除くで、別表に掲げる温度または物質を有するものをいうと定められておまして、別表には、温度は摂氏25度以上、物質はラジウム塩ほか18種類が一定数含有しているものとなっております。

一方で、京都府のホームページによりますと、本町内の源泉一覧表には5カ所の源泉がございますが、このうち2カ所が浴用等に利用されているものと考えられ、その中で、温泉法第2条を満たした鉱泉浴場は町有施設の1カ所のみで、残る1カ所は温泉法第2条で規定されている温度に達していないことから、これに該当しないものと認識しております。

さて、入湯税の目的は、鉱泉浴場所在の市町村に特別の財政需要、これは環境衛生施設、消防施設などが生じることから、入湯施設と市町村の行政との間に関連性が強いことに着目し、入湯施設の利用者に対し応分の負担を求めようとする、そうした目的税となっております。課税に当たっては、行為税的性格と奢侈税的性格を有する場合に課税することになっております。

ここで申し上げました「行為税的性格」とは、入湯行為をした場合に課税をするというもので、「奢侈税的性格」とは、入湯行為につき、通常それに付随して宿泊、飲食、遊興等の行為が行われる奢侈税支出がなされることに課税根拠を見出して課するものとされております。このため、

鉱泉浴場でも日常生活に必要不可欠な一般公衆浴場や共同浴場の場合、さらに地域住民の福祉の向上を図るため、市町村が住民に使用させることを目的として設置した施設における場合は課税から除くことになっております。

そこで、温泉法に該当する町有施設の1カ所につきましては、クアハウス岩滝でございますが、クアハウス岩滝は、クアハウス岩滝条例の第1条において、その設置目的は、天橋立岩滝温泉を利用して町民の健康増進と回復及び町の活性化を図るため設置すると定めており、先ほどご説明いたしました、課税から除くことが適当であるに該当するものと考えています。また、そもそも入湯税は、鉱泉浴場に特別の財政需要が生じることから課税することとなったものであり、本町のような一、二カ所の点在する単独鉱泉浴場の場合に特別の財政需要が生じることとも考えにくく、目的税としての入湯税を課税することへの妥当性には疑義が生じるというふうに思っております。以上のことから、入湯税は、現時点では必要ないものと考えております。

次に、2点目の鉱泉地の評価の現状についてのお尋ねでございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、町内には5カ所の源泉がございますが、不動産登記地目上、「鉱泉地」として登記されている土地は町内にはございませんし、固定資産評価上、鉱泉地として評価している土地もございません。

最後に、3点目の温泉権に対する考えと評価手法についてのお尋ねですが、一般的に温泉権については、温泉を利用・処分する物権類似の権利で、温泉利用権、温泉専用権、湯口権、源泉権などとも言われるものですが、温泉を湧出させるには、温泉を掘削し、湧出を保持するための土地の支配を必要とすることから、通常はその鉱泉地の土地所有者が有する場合が多いものと考えられます。このため、鉱泉の湧出する土地を「固定資産評価地目上の鉱泉地」として評価する場合の温泉権は土地の一部あるいは構成部分をなすものとして、温泉権も含めて評価すべきものと考えます。

ただ、一方では温泉権について鉱泉のある土地の所有権とは別個の権利とも考えられており、判例上でも、慣習法上の一種の物権的権利として示され、独立的なものとしてその譲渡性が認められているという考え方もあります。この考え方に立てば、鉱泉が湧出する土地に建物等があり、その土地を固定資産評価地目上の宅地として評価する場合については、温泉権の価値は別に評価することになるというふうに考えております。

次に、2番目の双峰公園に具体的なソフトの計画をについてお答えいたします。

1点目の、花木や花の植栽計画が必要だということについてでございますが、昨年の9月定例会において答弁させていただいておりますとおり、当施設については、レジャーという面より、自然を求めて来園される方を大切にしたい環境を保つことを考えております。大江山は、脚本家、田中澄江さんのエッセイ「新・花の名百山」にも紹介されるなど、貴重な草花が植生しており、毎年多くの方が登山に来られております。

しかしながら、登山口に位置する当施設につきましては針葉樹や雑木が多く、とても花木が植生しているとは言いがたい状態ですが、勢旗議員を委員長とする加悦双峰公園運営委員会において、昨年度末に桜の苗木20本を植樹していただいたとお聞きしており、大変感謝いたしております。

今後も、大江山の自然環境に適した花木の植樹などのご協力やご助言などがいただければと思

っておりますし、民間企業の支援なども含め、与謝区の皆さんと相談しながら模索してまいりたいと考えております。

2点目に、あるものを生かし、あるものを探す取り組みの必要性についてお答えいたします。

自然をそのままに生かしていくにも、一定の管理は必要と考えております。現在はササが群生していたり枯れ木があつたりなどで、景観や植生にも影響を及ぼす可能性がございますので、管理人において、少しずつではございますが環境整備を行っており、今後も引き続き行っていかねばならないと考えております。

次に、3点目の南北の交流地点にある貴重な植物を増殖する仕組みが必要ではについてお答えいたします。

1点目の答弁でも述べましたが、大江山には貴重な植物が植生しております。まずは、手を加えるのではなく保護することが重要であると考えており、登山者による植物の持ち帰りの禁止や自然保護を訴える看板の設置など、与謝野町だけではなく、関係団体と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。また、植物の調査・研究等につきましては、当町も構成団体であります大江山観光開発協議会へ働きかけをしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、丹後天橋立大江山国定公園として国の指定を受けるすばらしい大江山が、より多くの皆様方に親しんでいただける大江山となればというふうに願っております。

私の答弁はここまでといたします。次の点につきましては、副町長より答弁をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 最後に、3番目の行政財産の活用と返還請求については、私からお答えをいたします。

まずは、1点目、2点目の行政財産の活用と平成18年度法改正後の活用拡大については、まとめてお答えをさせていただきます。

当町が保有いたします財産は、庁舎、学校、図書館などの公共施設及びその敷地であります行政財産と、それ以外の普通財産に大きく分類をされます。普通財産に関しましては比較的自由に貸し付けを行うことができますが、行政財産については、地方自治法第238条の4で、行政財産の管理及び処分について規定し、同条第2項の、行政財産の貸し付け、または私権の設定の場合を除き、行政財産を私法上の関係において運用することが禁止をされております。しかし、同条第7項で、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることと定め、行政財産の目的外使用許可が認められております。当町におきましても、これらの規定に基づき行政財産の使用を認めてきているところであり、現在では、役場本庁舎の一部を宮津与謝環境組合に貸し付けております。

平成18年度の地方自治法の改正により、それまではごく限定された相手及び用途でしか認められなかった行政財産の貸し付け等が、一定の要件において民間事業者にも拡大されたことにより、行政財産についても、これまで以上に有効活用が可能となりました。財産によりましては、所在地、広狭、地形、隣接状況などの条件により、現実的に活用可能なもの、あるいは将来的にも利用が困難なものなど、その態様はさまざまであり、一律にその活用方法を定めることは困難であります。公共性に支障が生じることがないように、財源確報の観点からも、普通財産も含

めまして、より現実性の高い利活用を検討していきたいと考えております。

3点目の、加悦総合振興有限会社事務所の返還請求の根拠はについてでございますが、まず、最初に経過についてご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、加悦総合振興有限会社はシルクパウダーを製造販売する第三セクターで、当初は当時の加悦町役場内に事務所を置かれていましたが、平成18年度に町が有機物供給施設を設置し、その管理運営を同社に委託したことにより、本拠を有機物供給施設の事務所に移転されました。これが、同社が有機物供給施設の事務所を使用するきっかけでございます。その後、平成18年の3町合併時に、同社から、経営を圧迫していた肥料製造業務から撤退したいとの意向を伺い、町はそれをお受けし、管理運営業務委託契約を解消いたしました。これに伴い指定管理者の公募を行いました。応募がなく、平成19年度からは町の直営による管理運営に移行いたしました。

直営とした以降は、肥料製造の主要業務を町が行い、肥料代金収納等の一部業務を加悦総合振興有限会社に委託する形態で施設の運営を行ってまいりました。しかし、事務所の利用につきましては加悦総合振興有限会社が本拠とされていることから、施設運営に携わる町の臨時職員が営利企業である同社への配慮として、来客対応時には出入りを遠慮するなどの状況がございました。町といたしましては、これらのことが臨時職員に負担をかけていることは否めないとの認識を持っておりまして、特に最近京の豆っこ肥料の需要が高まるに伴い製造量もふえ、臨時職員への負担も増大しているとの判断から、加悦総合振興有限会社に対して、他所に事務所を確保していただきたいとの要請に至ったものでございます。

議員お尋ねの返還請求の根拠でございますが、行政財産の使用につきましては、本町財務規則第184条に、行政財産は、以下省略しますが、途中から、第238条の4第7項の規定に基づき、その用途または目的を妨げない限度において、町以外の者にその使用を許可することができると規定をされております。本事務所は、有機物供給施設管理運営に必要な事務をとり行うことが本来であり、同社の業務や同社への来客等へ配慮することにより、町の臨時職員が厳しい環境にある工場内で事務または休憩を行うことが常態化している状況は必ずしも適切であるとは言えず、条文にあります、用途または目的を妨げない限度を超えていると判断をいたしましたのでございます。

議員おっしゃいますように、未利用財産をどう生かすかについては、歳入確保や施設の維持管理において大変重要であるというふうに考えておりますが、今回の件に関しましては、実際に稼働中の施設であり、施設の設置目的に合った利用形態に戻すことを第一と考えて行ったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 済みません。先ほど、私、答弁の中で、町が有機物供給施設を設置した年度を「平成18年度」というふうに申し上げたかと思いますが、これは誤りでございまして、「平成13年度」でございます。訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） それぞれご答弁をいただきました。

まず、この入湯税からお尋ねをしたいんですが。町長が言われましたこの「奢侈（しゃし）」ということですね。非常に難しい字で、「木」という字を上を書いて、下に「者」という字を書いて、これが「奢」で、「侈」は、ニンベンに多いという字を書くと、こういうことで、「ぜいたく」ということになるのかなというふうに思っておりますけれども。3年前でしたか、このリフレの再開発をめぐるまして、私ども有志の議員で運び湯方式を検討したことがございました。今でもこの方式が私は最良だと思っているんですけども、この調査をする時点でも、ほとんど運び湯でやっているところも入湯税を取っていましたね。それから、この近辺でも入湯税を取っています。

一つは、積極的にまちづくりをするために、何とかこれを根拠に、これは入湯税はいただくという姿勢に立つのか。いや、もう何ぞ見つけて、いや、これはあかんでという姿勢に立つのか。ここは非常に難しいんですけど、私はまだ研究をしていただく余地はあろうと、このように思っております。これは、近隣のところを調査していただければ、私はこれははっきりするのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひともよろしく願います。

それから、固定資産の評価について町長の答弁がございました。これは、私はまことにどう言いますか、実態と外れておりまして、現状の固定資産の評価では、まず現況によって評価されることが私は正しいと思っております、むしろこれが宅地として評価されていることが本当に正しいのかどうか。こここのところからお伺いしておきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、本町のように一、二カ所に点在するような、そんな単独の温泉浴場の場合に、特別のそうした財政需要が生じてくるといったものはあんまり考えにくく、そうした目的税としての入湯税を課税することに対しましては、ちょっと疑義を感じております。ですから、先ほども申し上げましたように、入湯税につきましては、現時点では必要はないものというふうに考えております。

それから、2点目の件につきましては、税務課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の固定資産の評価の関係でお答えしたいというふうに思っております。

議員おっしゃいますとおり、町内には源泉といいましょうか、鉱泉が出ているのが5カ所あります。そこが、今のところ本町としましては宅地等で評価されております。

京都府内見ましても、鉱泉として評価されている団体は1団体だけです、今のところ。先ほど言いました鉱泉として源泉が出るところを、通常でしたら1坪とか2坪とか小さいとこだと思うんですけども、現在町内にあるところの宅地評価しておりますのは、全体的に見て建物等が建つとって、宅地ということで、全体を見渡した中でそういう評価をさせてもらっております。一つの例でございますけれども、例えば宅地で家庭菜園をやっておられるような、農業に使われとるような場合でも、全体としまして宅地ということでありましたら、その家庭菜園のようなところも宅地評価させてもらっておりますので、今回のような源泉が出ておるところでございます、今の評価では全体を宅地ということで評価をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢簾議員。

1 5 番（勢簾 毅） 課長、現実はどうやっていらっしゃると思うんですが、それはなぜそういうこと

で理解を得ているかといいますと、評価額が安いからなんですよ。だから、源泉がある部分は、どこも非常に面積がコンパクト、小さい評価になっております。そうでないと、評価額が高いんですよ。だから、課長もご存じのように、それぞれの土地にどれだけの抵当権が設定されているのかというのを見たら、いかに私は宅地の評価が安いかということが私はわかるのではないかなと、こういうように思っております、それはよろしいですが、ぜひ私は、ひとつこの部分については、町長おっしゃいましたけど、私は、地方税法は1つだから、2つだからということではないんですよ。これは、もう定められとるものは、あったら取る。これは、もう税法上なっているんですから、ぜひご研究がいただきたいのと、それから、評価についても、私はやはりその評価基準に従って、一つはやっぱり考えていくことが必要ではないかなというふうに思っておりますので、ご研究をいただきたい、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、先ほど町長言われましたこの温泉権についての評価について、もう一回お伺いをおきたいと思っております。私、申し上げたかったのは3つの手法があるというふうに思っております、一つは、まず温泉の掘削に要した費用、これが原価法と言われるもので、これは費用性ということから一つは評価をしていく。それから2つ目には、収益還元。この温泉を利用することで、一体どれだけの収益があるんかという収益性ですね。それから3つ目には、取引の実例価格。この温泉というのが、一体どれほどの取引価格にあるのか。この3つが、私はこの評価をする手法にあると思っております、ぜひ私は、これは、今、岩滝町が大変な努力をされて掘られた温泉ですから、町は町の財産としてきちっと評価をして財産台帳に載せる必要があると、私はこう思えてならんのですが、そこのところ、町長どうでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、議員さんのご質問ですけれども、ちょっと研究させていただかないと私自身もお答えすることができませんので、それらについてももう少し勉強、研究をさせていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 町長、研究はもちろんしていただかないけませんし、これは大切なことですから。しかし、入湯税も含めてもう一回、それは私は検討していただく。私は、このことをお尋ねしてから、1カ月や2カ月ではないんですよ。何年間かかけて私お尋ね、担当課にはしていたんですよ。しかし、一向にそういう、あれがないですからお尋ねしたんで、ぜひともお願いをしたいと思っております。

それから、双峰公園についてお尋ねをしたいと思っておりますが。私が今一番ここでお願いせないかんののは、センターハウスから南に向かって上がったところにローラースケート場を持っているところがあります。ここが、もうほとんどローラースケート場が使えないんですが、ここに何とか小灌木を入れてほしいと今思っておりますね。それで、これはどんなものかいいのかというのは、またご研究、担当課でいただかないかんわけですが、まずここを埋めていただきたい。そして、ああいう格好に加悦町のときにしたんですけれども、もう一回ここを、まずここからよみがえらせたいと思っております。あんまり大きな面積ではないんです。100平方メートルか、百数十平方メートルと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ローラースケート場は私自身も承知していませんけれども、確かにいろいろな設備ができましたときに、うちの息子が、「こんな自然破壊だや」という言うたのを思い出したんですけど。今までスキーを担いで上がっていた川の沢ガニがいたり、山梨が植わっていたり、何かそういう、小学生でしたけども、そういう景色が一変してしまったようなことがございましたので、やっぱりこれからの考え方は、開発もですけども、やはり保全をしながら自然へ戻していく、より自然に近い形にしていくということが大事かなというふうに思いますので、ちょっとそれにつきましても、よう今すぐお答えはさせていただきませんが、またそれらについても検討させていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢簔議員。

1 5 番（勢簔 毅） 町長、これまでは、私ども貴重な植物を余り広く宣伝をするととられると思っていました。しかし、やっぱりそれは必ずしも正しくないのではないかと。とられても、やっぱり補うだけの何らかのことが必要ではないかなと思ったりしております、それで町にもそういった施設もありますんで、そういうところで例えば増殖をすることができるのか、できないのか、これもご検討を、すぐということにはならないと思いますけれど、ご検討いただきたい。

それで、これも町で予算をつけていただかないといろんなことができないわけですし、地元も。ぜひとも、あそこを大勢の人に上がっていただくにしても、満喫していただくというためには、さらにこの担当課のほうでご努力をお願いをしたい、このように思っておりますんで、ひとつよろしくをお願いをしたいと思っております。

それでは、副町長の答弁について、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほどお尋ねをいたしました。それで、私はまず副町長と認識が違うのは、この会社は賃貸借契約を結んでいないんですね。全く結んでいない。しかし、10年以上ここは会社が使用していた。それで、そういうことの中で、いわゆる町は業務委託契約だけで、ああ、もうこれで終わりましたよということが私はできるのかな。それから、先ほどお話がございました、肥料から撤退したい。それは、もう3年間、二千何十万円も町に払ったらもうからんのに、それは、もう会社も音を上げますよ、これは。そういったことが全く、私はどこまで徹底して理解をされとったんかということがわからんのですけども、私はどうもその辺のことは不思議でならんのですわな。

それで、今作業員のあれとして使いたい、こういうことで必然性が出てきたという話でしたけれども。例えば、この昭和63年の改正の折に、地方公共団体が資本金や、それからその他に準ずる者に2分の1以上を出資している会社は、これはまた扱いが違うんですね。これを同列に、お互いに貸借関係にあるということとは全く違くと、そういうふうになっております。それで、ここは70%の株を所有する大株主ですから、町は。加悦町ときには、かつて1億1,500万円も寄附したような会社ですからね。それで、ここがこのことで、私は大株主がこの立ち退きを迫るということになりますと、これは会社の利益を虧損することになると。したがって、この場合は特別背任ということになるのではないかとこのように思うんですが、そのあたりのところどうでしょう。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩します。3時10分まで休憩します。

（休憩 午後 2時54分）

(再開 午後 3時10分)

議 長 (赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

堀口副町長。

議 長 (赤松孝一) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) 貴重なお時間を費やしまして、まことに申しわけございません。

先ほど、議員のほうからは特別背任などという言葉が出ておりましたけども、この問題につきましては、双方円満に移転をしていただいたという認識をいたしております。合併をいたしました平成18年5月に、この施設の管理委託契約を解消したわけですけども、この当時から事務所の移転につきましては、かわっていただくということをお願いをしております、お互いの共通の認識であったというふうに思っております。したがって、急なことでもありませんし、一方的な話ではないというふうに認識をいたしております。

また、この事務所移転の話につきましては、会社の現場で責任を持っておられる方とは、自立した会社としては、本来、本拠を構える必要があるんだというようなこともお聞かせいただいておりますし、さらに町のほうで、町内にあります京都府のあいた施設、これを法人のほうに貸してもらえるように仲介の労をとってもらえんかといったようなお話も承っておりますので、繰り返になりますけども、急なことでも、また特別背任などと言われるようなことでは全くないというふうに認識をいたしております。

議 長 (赤松孝一) 勢簀議員。

1 5 番 (勢簀 毅) 私は、町が7割を保有する大株主ですから、そういうこともあるのではないかと、いうことを申し上げた。

それから、今、副町長答弁いただきました中で、私は、先ほど賃貸者契約がないということをお申しましたね。だから、毎年業務委託契約は結ばれているんですよ、確かに。結ばれているんですが、この中に事務所を明け渡すとかどうとかいうことは全くないんですよ。このことだけは、これは確認していただけたと思いますけど。

議 長 (赤松孝一) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) 不動産の使用賃貸借契約につきましては、ことしの4月に締結をいたしております。

議 長 (赤松孝一) 勢簀議員。

1 5 番 (勢簀 毅) それはわかりました。私、以前のものについては情報公開請求して取りましたが、その中になかったんで私はないと思っていたんで、ことしの4月と言われますと、まことにそれは私もちよっと十分でなかったなというふうに思っております。

それからもう1点、ちよっと私は副町長に勘違いがあるのではないかと考えておりますのは、いわゆる会社の登記上の所在地ですね。この会社の所在地は加悦1060番地ということになっておりますが、ところが、これは本店の所在地であって、実際は事務所が異なってもこれは構わないんですよ。したがって、何かそこにも私は一つの理由があったようにどうもちよっと見受けられるんですが、そういうことは、実際は違っても大丈夫なんだということだけを申し上げたいと思いますが、これについては、副町長どうでしょう。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 法人の登記上の問題だと思いますので、農林課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように、会社の登記上の所在地は、旧加悦町役場の1060番地でございます。

それと、本拠という意味だと思いますけれども、その本拠というのは、いわゆる日々の業務を行う本拠という意味でございまして、その意味では今の事務所が本拠となっておりますという認識をいたしております。

それと、繰り返しですけれども、登記上の所在地とそれが異なるとしても問題ないということは認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 町はこの立ち退きが正当だということで、そういうことになっていると思うんで、もう既に終わったことなんですけども、やはりそうであるなら、この従業員さんがお使いであろうと、ほかの会社が入ろうと、現在までに払っていた、いわゆる月額6万円ですか、5万円ですか、以上の私はここで収益が上がるような活動の拠点にしてほしいなということをお願いして終わりにしたいと思っております。

副町長ございませんか、特に。

議 長（赤松孝一） 答弁ありますか。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 申しわけございません。ちょっと農林課長からお答えをさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 私のほうからお答えさせていただきます。

あの有機物供給施設は、条例にありますとおり、京の豆っこ肥料を製造するというのが本来の業務でございまして、なかなか月5万円というような目に見えたものがあるかどうかは別といたしまして、それ以上の効果を発揮するものというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 担当課におかれましても大変ご苦労だというふうに思いますが、需要が非常に上向いているというふうに聞いておりますので、ぜひともここが一つの大きな拠点としてさらに発展をさせていただきたいなと、このように思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） これで、勢簀毅議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

多田議員。

1 2 番（多田正成） 皆さん、大変お疲れかと思いますが、きょう最後の質問になりました。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、第52回9月定例会の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

さて、今回通告しておりますのは、まず1点目は、国の観光地域づくりの支援事業の活用を問

う、2点目は、当町の管理体制強化の取り組みを問うということで、2点ばかり質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、まず1点目の質問からさせていただきます。

さて、我が国では小泉政権時代に観光立国を目指して、観光が国家戦略事業に位置づけられるほど重視されてきました。そんな背景から、国では平成24年4月1日より観光立国推進基本計画を打ち出しました。その中には、国交省を中心とした観光地域づくりに関連する各省庁の支援制度が用意されています。

京都府では、いち早く制度を活用し、「京都・日本海観光構想」を打ち出し、京都北部の経済活性化を図ろうと舞鶴港を拠点港として位置づけ、平成24年度から強く取り組みが始まったところでもあります。また、交通網として北陸方面の若狭高速自動車道、京都縦貫自動車道の開通が平成26年に完成されますし、まず国際的、国内的にも人口交流のできる条件が北部丹後地域にそろいつつありますが、それには、まず京都府が取り組んでいる、地域ごとに策定する14の「みやこづくり地域戦略」に乗ることが重要であります。それには、北部地域の5市2町の連携した観光戦略が必要なことは改めて言うまでもありませんが、しかし各市町それぞれに町の魅力がなければ、幾ら騒いでも観光客は来ません。

当町は、観光を生業とするビジネスが少ない地域だけに観光地域づくりの難しい町ですが、幸いにして、昔と違って、観光客の観光に対する視点が変わってきています。現在では、人々の日常の営みや町並み、自然、食遊など、また歴史の探求、文人の足跡、遺跡、お墓などが観光になる時代であります。特に外国人の求める観光だそうではありますが、そういったことを当町に当てはめてみますと、知恵を出せば決して観光づくりも夢ではありません。当町にある織物産業も含め、さまざまな資源を生かし、ニーズに合った受け入れ態勢、仕組みづくりであります。つまり、拠点を定め、観光地域づくりが重要かと思いますが、当町は観光振興ビジョンを掲げ、ちりめん街道行動プログラムの提言も出されております。しかし、現在では何もできていないのが現状ではないでしょうか。

前回の6月議会にも、海の京都観光まちづくりの推進を杉上議員が質問され、またちりめん街道の活性化を今田議員が訴えておられました。そのときの町長のお答えでは、「観光業者、若手、女性の住民などが観光まちづくりに取り組んでいけるよう、協議を行う場を提供する必要がある。また、当町は一步おくれをとった感じではあるが、地域に任せることで、行政は何もしないということではない。関係者とともによりしっかりと取り組んでいく。また、ちりめん街道では、商工会や地元などそれぞれの役割において取り組みが行われている。町の役割はハード関連が多く、すぐに取り組むのは難しい」と答えておられます。そのことはそれで、一つ一つを考えてみれば理解もできますし、ハードにすぐ取り組むことも難しいことは当然かと思えます。

しかし、私が今回申し上げたいのは、国の観光立国推進基本計画制度の活用によって当町の観光地域づくりができないかということでもあります。国の支援制度、平成24年から平成28年度、京都府での日本海観光構想のそれぞれの地域が、そこに住む人にとって都でなければならぬ。すなわち、地域を一番大切にするという発想のもとに地域振興を進める。その計画も平成26年度までと聞いていますが、既に近隣では、宮津市、伊根町はマスタープランができているようでもあります。京丹後市も現在取り組み中と聞いております。

さて、当町もおくれをとらないために観光地域づくり、まず国、府の支援制度に乗せるためのマスタープランが重要だと思いますが、町長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。次に、2点目の当町の管理体制強化の取り組みについてお尋ねいたします。

さて、毎日のように、新聞紙上、テレビ等、ニュースに凶悪な犯罪が報道されています。我が国は、外国から見ればどこでもひとり歩きできる安心・安全な美しい国と言われながらも、近年、少年少女までもが犯罪に巻き込まれるといった痛ましい事件が発生、また責任ある立場の方の贈賄、漏えい、セクハラといった事件が毎日のように起きております。ついよそごとのように考えがちですが、残念ながら我が町も大小を問わず不祥事が起きてしまい、新聞、テレビ等で騒がれてきました。

人は誰でも義理や誘惑、勘違い、魔が差すといったことは常にあります。また、つい頼まれると断れないのが人情でもあります。親切や優しさが高じたり、うっかりが大きなミスを引き起こすこともあります。ですから、何も行政に限らず、民間、個人も一緒に、自分だけは絶対にならないとは誰も言い切れません。しかし、一人一人が責任と立場を自覚し、起こさない、起こさせないといったことを心に命じながら取り組んでいかなければなりません。

特に公務員の方は、個人の不祥事とは違い、公的権限と責務が課せられております。つまり、権限の与えられた役人であり、また町民のための公僕でもあるわけですから、常に町民を守るために、親切で優しく、町民の模範であってほしいと願っています。しかし、時には権限と責務を強く果たさなければなりません。それも公務員であります。特に、管理職となれば責務の重くなるのは当たり前なことだと私は考えております。できてしまったことは誰も取り返しはつきませんし、事実は事実として受けとめなければなりません。起きた後、起こしてしまった後の責任の感じ方の問題であります。大変失礼なことを言いますが、当町の一連の不祥事に対する謝罪を聞いておられますが、誰が責任者かわからないような感がいたします。今後、二度とこのことのないように再発防止に努め、指導強化を図ると謝罪の言葉を述べておられます。また、それと責任の形もとっておられますが、私は責任とは二度と起きない、起こさない、起こさせないための原因究明であります。なぜ起きたか、組織のあり方、業務のあり方、チェックのあり方を検証し、その答えをもって町民に公表し、二度と起きない、起こさない、起こさせない取り組みをすることが町民への謝罪ではないでしょうか。そして、結果として減給処分をとられるのも、責任者として仕方がないことだと思いますが、いかがでしょうか。

しかし、まず再発防止のための原因究明、組織業務のあり方に問題はないか、チェックのあり方に問題はないか。その中で、責任強化の体制、チェック強化の体制、指導強化の体制の具体的な取り組みを町長にお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員のご質問の1番目、国の観光地域づくり支援事業の活用を問うについてお答えいたします。

これまでにも「海の京都」構想につきましてはご質問をいただいております。一定ご理解をいただいているものと考えておりますが、この「海の京都」構想の考え方につきましては、京都市の中

心とする「陸の京都」に対しまして、北部を「海の京都」として、京都府北部地域を全国有数の競争力のある観光圏にするため、海をキーワードに、京都府主導により観光振興・地域振興に北部7市町で取り組むこととされ、京都縦貫自動車道が全線開通する平成26年度末までの間に、それぞれの市町が集中的に観光振興に取り組んでいくこととなっているものでございます。

これらの取り組みを進めるために、各市町でそれぞれ戦略拠点を決め、行政主導ではなく、民間の方々により組織を立ち上げていただき、取り組みを進めるためのマスタープラン・計画をつくり、観光振興を進めていくこととされております。

ご質問にありますとおり、伊根町と宮津市、天橋立地域では既にマスタープランが作成されたとお聞きしております。当町におきましても、昨年度、戦略拠点を「昭和モダン・シルクの里もてなしゾーン」、特にちりめん街道と決め、マスタープランの作成に向けた民間の方中心の組織・実践者会議を立ち上げ、マスタープランの作成を進めていただくこととしております。既にご承知のこととは思いますが、このちりめん街道につきましては、商工会が主体となり、ちりめん街道調査研究委員会を立ち上げられ、平成23年7月に調査研究結果を提言書にまとめられており、現在はちりめん街道活性化委員会としてその具現化に取り組まれております。

議員ご指摘のマスタープランについてでございますが、本町では、このちりめん街道活性化委員会の中に民間主導の実践者会議を組織いただき、この実践者会議の中で、提言書の内容と海の京都構想の内容を組み合わせたマスタープランを作成いただくこととして、現在、活性化委員会の事務局であります商工会とともに、地元ちりめん街道関係者の方をはじめ、町内観光関連事業者の方々などを中心にこの取り組みへの理解と賛同を求め、総力で取り組んでまいるところでございます。11月にはその内容が見えてくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

議員がおっしゃいますように、私も地域の力の結集がなければ海の京都構想の実現はできないものと考えており、実践者会議にご参画いただける皆様は、観光振興・地域振興に意欲のある方々ばかりでございます。これからの当町の観光振興・地域振興を見据え、真剣に取り組んでいただけるものと大いに期待をしておりますし、海の京都構想では民間主導の取り組みが求められており、行政は前面に立たず、精いっぱいバックアップをさせていただくこととしております。

これまで、当町では観光振興ビジョンを策定し、ビジョンに基づいた取り組みを中心に進めてまいりましたが、この海の京都構想を契機に、北部地域の活性化はもとより、与謝野町での観光交流による地域の活性化につながっていくよう、観光関係事業者や観光協会など関係者の相互理解のもと、進むべき道をしっかりと見据え、私どもも精いっぱい、ともに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議員におかれましてもご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2番目の、当町の管理体制強化の取り組みを問うについてお答えいたします。

これまでから、起こしてはならない不祥事を二度と起こさないために再発防止策を行ってきたにもかかわらず、昨年教育委員会事務局職員の汚職に続き、今回の下水道分担金等の不納欠損処分の問題と、町民の皆様大変ご迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げます。

まず、1点目の責任強化の体制についてでございますが、起きてはならない、あるいは起こしてはならない不祥事や問題が発生した場合、当然不祥事や問題を起こした職員にも、その管理監

督者である上司にも責任が問われることとなります。その場合、地方公務員法第29条第1項の懲戒処分の規定がございまして、その起きた不祥事や問題の内容がその規定に該当する場合は、その規定に基づいた懲戒処分を行うこととなります。町では、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分に関して、公正・公平の原則に従い、その透明性を確保するとともに、職員が職務を行う上で特に留意すべき事項について、標準的な懲戒処分の基準を定めることによって、服務規律違反等に対して一層厳正かつ公正に対処するため、平成23年4月に与謝野町職員の懲戒処分等に関する指針を定め、その運用を図っております。

次に、2点目のチェック強化の体制についてでございますが、事務処理を行う上で、その事務処理の内容、経過及びその判断に客観性を持たせ、データの共有化について組織を挙げて取り組んでおり、各所属の長を筆頭に、管理職や係長等によるチェックの強化を図っております。

次に、3点目の指導強化の体制についてでございますが、2点目のご質問でお答えしましたとおり、事務処理においてチェックの強化を図り、その上で所属長等管理監督職員は適切な指導監督を行うことが当然であり、さらに職員相互も含め、職場内のコミュニケーションのさらなる徹底を図り、円滑な意思疎通を深めて風通しのよい職場環境への維持や改善を図ることによって、今後も不正行為の防止に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） ご答弁いただきました。

私は、今回までに何回となく観光振興や産業・商業の活性化を訴えてきましたので、先ほど町長は今年度中にマスタープランをつくり上げると言っていました。このことについては、何か質問させていただいて、朗報かなという感がいたしております。

しかし、一番大切なことは、やはりこれが観光振興ビジョンのようにせつかく立派なものが計画されても、長い間眠ってしまうようなことではまちづくりできませんし、今回のこの国や府の支援制度によって、地域経済の悪いときは、やはり公的、そういった公共事業、我々市民の発想のもとに公共事業を組み立てて、やはり国の資金を回していただいて地域経済をします。その中で町がすばらしくなれば、また自力で生きていける経済になってくると思いますが、ここやはり5年は公的なそういった計画によって、資金によってまちづくりをしなければ後世に伝わらないと私は考えておりますので、ぜひここは頑張ってくださいなというふうに思っております。

しかし、やるにしても、そう簡単なことではないと私は思っておりまして、それでも現状では何も生まれませんから、やはり前に向かって、後世につながるように取り組んでいただきたいということを期待しております。

それでも、もう少しこのまま、町長に今取り組むと言われましたので、あえて質問する必要はないのかもわかりませんが、もう少し具体的なお尋ねをしてみたいと思っております。先ほど実践会議と言われましたけれども、その実践会議のメンバーはどのように考えておられますでしょうか。そのメンバーの方の役割というものを教えていただけたらいいかなというふうに思いますので、まずそこからお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。



たいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今メンバーの方は20人から25人ほどということで、名前はまだ公表はできないということでもあります。

ほんなら、メンバーの方は実践会議としてこれから会議に入られるんでしょうけれども、このマスタープランは、要するにこのメンバーの方でつくられるということですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） このメンバーの方々でつくっていただくんですけど、商工会の担当とか我々もおりますといいますが、黒子でちょっと情報提供なんか、そういうことはさせていただきまずので、その点は大丈夫かと思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ちょっと情報で聞いたんですが、今回メンバーの中にリクルートが入られるように聞いておるんですが、リクルートの役割はどういう役目を果たしていただけるのか、ちょっとお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） リクルートライフスタイルということで、じゃらん、全国ネットの会社でございますけれども、ここにつきましては、今年度でお認めをいただいております観光関係のGAP調査の経費がございまして、その業務委託を受けていただきましたので、その中で与謝野町の観光振興、それからいろいろな調査等もする中で、海の京都構想についても、その内容等を検討いただくといいますが、いろいろな情報をいただくということでお願いをしております、その中にどっぷり入るといっていいじゃなくて、いろいろなご助言をいただくということで、そういう中でより現実的な内容だったり、我々の思っている視点とは違う視点から、こちらの与謝野町のちりめん街道のよさというものを指摘等、ご助言等をいただきながら、中身の濃い、いいものにしていきたいということで、リクルートのほうが入っていただくという形にしております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、マスタープランはメンバーの方でされて、今年度の予算になるのかどうか知りませんが、リクルートには今年度そういった観光の一応今の現状を分析していただく。その中でアドバイスをいただいて、実践会議でマスタープランをつくるということなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） そのとおりでございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、先ほど今年度中というのか、町長のほうから11月、12月ごろにはマスタープランができるということではありますが、次年度へのその事業の組み立て時期でもあるわけですね。11月、12月といいますが、平成26年度の事業や予算を組み立てる時期ですけども、平成26年度のその観光地域づくりの事業はどのように取り組んでいかれるか、ちょっとその辺をお聞きしたいというふうに思います。

要するに、国、府の制度に乗せていくためにマスタープランはできるんでしょうけれども、そ

れも平成26年度の事業として取り組んでいくということでしょうか。それは、マスタープランができないとまだわからないということなのか、そこら辺をちょっと。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） これから会議できますので、ちょっとまだその動きとの絡みもございまして、その動きで平成26年度も計画したいと思っていますけど、そういう形でおります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 海の京都構想並びにこの町のこの場所での展開、それとあわせて、もっとほかにも商工観光課で取り組むべきいろんな内容がございます。このことにつきましては、まだ緒についたばかりでございますので、どういう形でどう進んでいくのか、今の段階では申し上げることはできないと思いますし、その中でも、どこまで進めていけるのか、全体の絵を描く中で、来年度についてはどこまで行くのか等々のそうした検証もこれからでございますので、今の段階では申し上げることはできないということでございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） これから実践会議で取り組んでいかれて構想が出るということでもありますけれども、もう少ししっかりした組み立てが、町長の中に思いがあって組み立てていかれる。メンバーは確かに民間の方に委託して決めていただくんですけども、町としてのもう少ししっかりした計画ができていくのかなというふうに思って、今のお話ですと、ちょっと何か心配になってくるんですけども、ぜひとも、これは大事なことですし、先ほども言いましたように国、府の制度があるときに地域を活性化させる。そして、いい町になれば、自力でまた生きていけるというような感がいたしますので、もう少ししっかりした計画が聞けるのかなと思いましたが、今のところではそういうことでもありますので、一応これからのことは理解をさせていただいて見守りたい、また期待をしたいというふうに思っております。

それでは、次に2点目の質問に。

議 長（赤松孝一） ちょっと多田議員、太田町長が答弁があるそうです。

太田町長。

町 長（太田貴美） 一番初めに申し上げましたように、このプランは町のプランではないんですね。その拠点であるところの人たちが、じゃあどうしてここを盛り上げていくか。そして、その中身について、海の京都の中にどう盛り込んでいくかという、そのキーパーソンとなるのは住民の方たちなものですから、やはりそこがやろう、こういうことがやりたいというものがない限り、おっしゃるとおり、そういうものが出てこなければしぼんでしまうということになるかと思えますけれども。町としては、京都府もこうして力を入れようとしておられる。ですから、あそこの川の改修や重伝建のところの住宅の改修も、また違った方向から、国のほうの協力を得たり、府からの協力を得て今していますので、これは千載一遇のチャンスなんで、地元の方たちもやはりそこで頑張っていこうという思いを持っていただくために、商工会なり、町がそれをサポートしていく、そうしたお手伝いをさせていただくということでございます。はっきり、岡西副知事も、これがラストチャンスのようなことをおっしゃっていました。ですから、今なら。

だけど、府も、だからといって、そこへどんどんお金をつぎ込むという考え方はございません。やっぱりその地域地域で自分たちがやろうとしているものを現実につくり上げていく、そういう

力を、活性化のためのそういうプログラムといたしますか、プランを立てていくということでございますので、どちらにしましても、そうしたところでの一定の結論を持った上で進めていきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今お話を聞いていますと、確かに民間の発想によって、やりたい人がやるんだというような声に聞こえましたけれども、その中で町の役目を果たしていくというふうな考えでしたけれども、やはり私の思っているのは、この町はこの町のポジションである行政がこういう町にしたいということがあって、その中に携わる民間の方、実践会議の方に知恵を出していただいて構成していくという形で私はイメージしておりましたので、全くちょっとイメージが違ってきたかなという、私の思いが違うのかなというふうに思いました。

やっぱり国でもですけれども、やはり地方自治の役目と国の基本計画の推進計画とあわせてまちづくりをしていけというような仕組みだろうと思います。制度もいっぱいここに、ほとんどが国土交通省なんですけれども、農林課にしてもいろいろとメニューによってあります。そういったメニューを使いながらまちづくりをして、すばらしい町にしていくと。

まず観光というのは、そこに住んでいる人が、ああ、いい町だなと、すばらしい町だなと思わないと、観光の方がこの町に訪れてもすばらしいと感じないということですから、そんなことでは人が訪れてもらえないというふうに思いますので、もっとしっかりした町のマスタープランといたしますか、そういったことがあってしかるべきではないかなと。その中に、やはりこの実践メンバーの方のノウハウを引き出してつくり上げていくというふうに思っておられるのかと思っておりましたけれど、先ほど聞いておきますと、そうではなさそうですので、次の質問に、時間もありませんし、次の質問に入らせていただきます。

午前中にも小林議員、あるいは宮崎議員が下水道の時効や不納欠損問題の責任のあり方など具体的な質問をされていましたが、私は少し視点を変えて質問をさせていただきます。

町長は、町民の方に全貌を明らかにして、そして今後そういうことの起きないように取り組むというふうに言っておられまして、確かに全貌は明らかになりました。下水道課長のご苦勞によって詳細に分析されてものが出てきました。そのことを明らかにされるということは、結果を明らかにされているということでありまして、私は、それはそうではない。やはり起きた原因、なぜ起きたかという原因を追及して、そのことを発表されることが町民への責任ではないかというふうに思うんですが、そこら辺の分析はできておりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までにも何回も申し上げていますがけれども、それらのことについて、不納欠損ということについて、とりわけ下水道の分担金・負担金等について、それらをストップをかける有効な手だてを行わなかった。そのことについての認識がなかったという、この2点だと思っております。

それを正すためには、やはり有効なストップをかける手だてを行うと。それについては、もう今までも、そこにも書かせていただいていますけれども、とりあえずといたしますか、時効を中断させるために、やはり一部納付をお願いする。また、債務の承認を、こんだけの債務がありますねということを承認してもらう。そして、分納誓約書等の他の手続が必要となると。もちろん、

それには時効の中断が有効な督促を行うということを含めてでございますけれども、そうした手だてを有効な手だてとして行っていなかったということと、そのことに全く気がついていなかったということだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 町長の今言われたことは十分理解をしております。そのとおりだというふうに思うんですが、それは、私は結果がそうだったという、結果としてそうだったということでありまして、そうではなしに、まず当町の財源にかかわる歳入歳出の事務処理業務については何の問題もないというふうに私も思っています。各課がしっかりと事務処理はされております。これは、監査委員さんの報告にも評価が出ておりでありまして、そのことは各課でしっかりと事務処理をされていることはいいんですが、行政業務の中には、賦課事務、あるいは徴収事務、収納事務、滞納事務とあるわけですが、各担当課の所管する事業の制度によって賦課や徴収事務を各担当課の責任で行われておるのはいいんですが、歳入、財源については、各1課の問題意識ではないとは思ってまして、全体の行財政運営にかかわる問題ですから、問題を抱えたときの対応に少し問題があるのではないかなというふうに私は思っております。その辺はどのように今後されるのか、お尋ねしてみたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと言っておられる意味がわからないんですけども。要は、本来きちっとしなきゃならない手続、ほかの部分の中にもあるかどうかは別ですけども、ほかの課については、そうした賦課をし、そして徴収をして、そして滞納があればそれをしていくと。そして、またそれについて不納欠損処分が、きちっと調べた上で、不納欠損すべきものはしていくという、こういう一連の流れがあるんですけども、下水道の分担金及び負担金のそうした業務の中に、賦課はしました。そして、接続していただくために一生懸命町の職員は出向いていきました。ただ、見つけにくかった一つの、これは正確には言えないと思いますけれども、分担金・負担金をもらわなくても接続ができるという、そういうこともあって、特に分担金・負担金について目がきちっと行っていなかったんじゃないかなというふうな気はいたしますけれども、それはそれだけではなしに、やはりそのことについて誰もが不納欠損処分をする、それが1回限りで、それを中止するための有効な手だてが、不納欠損をするということについて目が行っていなかったということが大きな理由で、それ以上、またそれ以下でもない。誰もがそれに気がつかなかったということでございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 実に私の質問の仕方が下手くそでして、そのことはよくわかるんですが、私の言いたいのはそういうことではなしに、もっと、なぜこれが起きたかという問題点を分析して、それはどなたがそこをチェックするのか、どなたがそのものがいけなかったのかということの、その組織上の問題に欠点があったのか。そこは、ただ指摘するのではなしに、一緒にそのことを分析していただいて、その問題を提起していただいて、一緒に考えていって、二度と起きないようにしていくのが一番大切だということが訴えたいわけですし、実に私が聞くのが下手です。あのものなんです。

まず、いろんなこの関連に対して調査をしたんですが、その中に少し問題があるなというのが、

要するに各担当課間の横の連携がとれていないということは、要するに各課が自分とこの仕事を一生懸命しているということ。その問題点が起きたときに、どこに報告して、どこにして、どこがそこを指摘してチェックするのだという、そういった仕組みができていないような気がいたしますので、その辺を分析していただいて、こういった形にしないと、そこはまた担当課だけの問題になってしまうというようなことが打ち出せたらいいと思うんです。それが、やっぱり本部会の中でそういう問題が出て、一生懸命そこを、大事なところを危機管理を持って議論されるんならいいんですが、調査の結果、そのことも少しないような感じがいたします。

それから2つ目に、合併時から本部会があるのに、今言いました危機管理が薄い。自然災害だけを危機管理ではないんですね。やはりそういった問題が起きたときに、上司がそれをチェックし、そこを指摘していく。また、その上には副町長も町長もおられるわけですから、そこに連絡が行って、このことはこうしなさいというような指摘も何にも行われていないような感じがいたしますから、それは組織上、全くピラミッドになっていませんね。ですから、監査委員の方が評価されているように、各課の事務処理はきちっとできていますということの評価されて、だけでも横の連絡がないということは、そういうことが、ピラミッドの関係がうまく機能していないからこういう問題が起きるということを監査委員の方も報告で指摘されておるんだらうと私は認識をしております。そういったあたりは、やはり問題が起きたときには本部会でその問題を課長が出せるようにして、そしてその中で副町長も町長もおられるわけだし、ほかの課長さんもおいでるわけですから、ほんなら、これはどうして取り組んでいくんだということをしっかりとやっていってしないと、こういう問題が起きるんじゃないかなと。

それから3つ目ですけれども、税務課は町税のみで、税機構に回りますね、あのものになってきますと。そうすると、ほかの料金が余り担当外みたいになってしまっって、余り意識がそこへ行きませんね。そういったことや、それから、会計室は調定額に対して収納額、要するに未収額を管理し、そして各担当課にシステムで通知をするというだけですね。本来、普通の会社でしたら、社員がする。それを部長に報告する。部長の権限で采配できるところは部長がやります。部長で権限がないと、専務のそこへ行きます。専務のそこへ行って処理ができない場合は、社長のところへ行きます。そこが部長に対して思い切り指摘しますね。そういったことで、部長が今度は社員に申していくという、そういう姿勢が、私は今回調査をして、行政では全くその機能が果たせていないなというふうに思っておりますので、その辺は町長どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩します。20分まで休憩します。

（休憩 午後 4時09分）

（再開 午後 4時20分）

議 長（赤松孝一） それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） お時間をとりまして申しわけありません。

もう一度、申しわけないですけれども、質問をしていただきたいというふうに思います。済みません。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 私の質問の仕方が非常にまずくてご迷惑をかけておりますけれども、思いとしては、二度とこういうことの起こさないために組織の問題点をきちっと分析して、その部分が足りなかった、この部分が足りなかった。そのために、私はピラミッドがきちっと、職員から町長までピラミッドがきちっとできているときは、その役目役目がきちっと果たされていれば、もっと早くこういう問題も出てきているはずだと僕は思っておりますけれども、それが、町長が課長に権限を与えられて、そして課長が一生懸命その事務処理を全てがしとられるということなんです。その問題点が起きたときに、なぜ、ほんなら本部会があるのかという問題になってきまして、そこで、やはり課長は課長同士で切磋琢磨して競争が起きるほど、要するに、評価が、あの課長はすごい、この課長はどうもこうだというようなそういう評価みたいな、失礼な言い方ですけど、そういうもんが会社には出てきて、それは副町長が副社長であり、町長が社長であるわけですから、そこを判断して采配するのが僕はピラミッドだと思うんですが、どうも行政は、けさからいろんな人の話を聞いてとっても、何かそこが甘いというのか、それが組織で守られとるというのか、そこを私たちは真剣に、町長そこを謝つとられますけれども、そんなことはいいんです、仕方がないことなんですけれども、わからなかったら仕方ないんですけども、ここが大事ではないんですかということ、その分析が必要ではないですかと、原因を究明することが必要ではないですか、そのことを公表されることが全貌を明らかにするということではないですかということ、前回の質問のときに野村議員も言うておられました。私も、あそこでもって全く同感だと思って聞いておりました。そこが、私が上手に伝えれんもんですから、町長はわからないと言われますけど、そんなことはすぐにピピとわからなおかしいんですよ。組織というものがある以上は、

議 長 (赤松孝一) 太田町長。

町 長 (太田貴美) 大変厳しいご指摘でございます。わからんはあかんのだと。全く言われるとおりにかなと思える部分もございます。といいますのは、やはり今までのいろんな徴収につきましても、各課それぞれ頑張って、それなりに頑張ってやっております。ただ、そうした中で、縦の連携もなんですけれども、特に課長に対して、今までありましたいろんな専門部会といいますか、滞納整理の本部会のようなものもちょっと最近はございませんでしたので、やはりそういうところできちっと整理をして、またそれに伴う専門部会でも、今回のことがありまして、去年の段階からそうしたものの連携を図ってやっていくというようないろんな知恵を出してくれております。

今回のことについては、もう謝るしか方法がないんですけども、それらのことがスムーズにお互いに共有して一丸となって頑張っていけるように、今いただきました厳しいご指摘を受けまして頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 (赤松孝一) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 私は、議論というものは指摘し合いっこするのではなしに、その問題点をお互いに認め合って、お互いにそのことを理解して、そしていい町にしなければいけないし、いい組織にしなければあきませんので、何も町政が悪いとか、町長が悪いとか言っている問題ではありません。やはり問題点をしっかりと分析して、煮詰めて、そしていい行政にしなければならぬので問題点があるのではないですかと、こういう微妙なところがちょっと忘れられとるんでないですかということ、それを申し上げただけで、何も皆さんが悪いからこうだとなんて、そんなことは言っているつもりはありません。

それと、それからまちづくり構想も地域づくり構想も、観光に向けて行政がもっと指導的にし  
っかりとした計画を持って、民間のノウハウをかりながらこの町をつくり上げていただきたいと  
いうふうをお願いをして質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、明日、あす9月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参  
集ください。

お疲れさんでございました。

（散会 午後 4時26分）